

桑名市
図書館等複合公共施設整備事業
実施方針等に関する質問回答集

回答集付属資料A・B 含む

平成 13 年 7 月 23 日 公表

桑名市

閲覧期間	平成 13 年 7 月 23 日（月）～8 月 3 日（金）
閲覧場所	桑名市市議会事務局議員控室（西）
H P 掲示	http://www.kuwana.ne.jp/kuwana-city/
閲覧対象	<ul style="list-style-type: none">・実施方針等に関する質問回答集・周辺の地盤データ 2 及び 3・桑名市中央公民館の基部構造及び基礎図資料・桑名市立図書館清掃委託仕様書（現行）・三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン

本質問回答集は、平成 13 年 6 月 25 日（月）～ 6 月 27 日（水）に受け付けた桑名市図書館等複合公共施設整備事業実施方針等に関する質問への回答を

実施方針

添付資料 1 リスク分担表（案）

別添資料 1 基本構想・基本計画

別添資料 2 施設設計要求書（案）

別添資料 3 業務要求水準書（案）

の項目順に整理し、記載したものです。

本質問回答集は現時点での考え方を示したものであり、実施方針等との相違がある場合には、本質問回答集の内容を優先いたします。なお、今後の意見招請等により変更する可能性があり、最終的には、入札公告時に確定いたします。

なお、意見招請・ヒアリングを踏まえた上で、「応募者の構成等における図書館運営業務を担う者に対する考え方」を、特定事業の選定結果の公表の際に併せてお示しする予定です。

目 次

実施方針 質問回答	1
添付資料 1 リスク分担表(案) 質問回答	30
別添資料 1 基本構想・基本計画 質問回答	41
別添資料 2 施設設計要求書(案) 質問回答	44
別添資料 3 業務要求水準書(案) 質問回答	53

回答集付属資料A

回答集付属資料B

（参考 質問項目数）

実施方針	2 0 2 項目
添付資料 1 リスク分担表（案）	6 1 項目
別添資料 1 基本構想・基本計画	2 2 項目
別添資料 2 施設設計要求書（案）	7 6 項目
別添資料 3 業務要求水準書（案）	1 7 4 項目

総項目数 5 3 5 項目

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
1	1	1	(1)	2)	<p>今回計画施設の中に、生活利便サービス施設とありますが、導入に至った経緯、コンセプトをお聞かせ下さい。</p> <p>また、導入に際して、用途、営業時間、別棟の不可など施設配置等に関して制限はありますか。</p>	<p>生活利便サービス施設は、利用者の利便性、サービス向上を目的として導入を決定しました。その導入に際しては、本図書館等施設の雰囲気と調和すべく、最低限の要求を、実施方針の別添資料3 業務要求水準書(案)にて示したものです。従って、営業日、営業時間を含む運営時間等は本図書館等施設の開館時間と調和を図ることを前提とし、市の承諾を想定するものです。</p>
2	1	1	(1)	4)	<p>「集約・移転・整備」とありますが現行施設内備品及び図書についての移設も考慮するのでしょうか。又、その係る費用についての取扱いはどのように考えればよいでしょうか。</p>	<p>現行施設内備品及び図書等に関する移転業務は市が行います。また、移転業務に係る費用は市が負担します。</p>
3	1	1	(1)	4)	<p>現在の図書館、保健センター、勤労青少年ホームの過去5年間の利用状況をお示し下さい。</p> <p>上記施設において、委託している業務がありましたらお示し下さい。</p> <p>また、委託先もお示し下さい。</p>	<p>回答集付属資料A-2、A-7において、各施設における過去5カ年の利用状況、委託業務等についてお示します。</p>
4	1	1	(1)	5)	<p>過去数年にわたる来館者数、利用状況等の資料を運営を検討するための参考資料として公開していただけないでしょうか。</p>	<p>回答集付属資料A-1、A-2において、各施設における過去5カ年の来館者数・利用状況等についてお示します。</p>
5	1	1	(1)	5)	<p>既存の図書館、保健センター、勤労青少年センターの利用実績をお知らせ下さい。</p> <p>できれば、時間別、年代別、催物別、セミナー等の科目別、性別の利用者数の統計的なデータがあれば、ご提示下さい。</p>	<p>回答集付属資料A-1、A-2において、各施設における過去5カ年の利用状況等についてお示します。項目によってはお示しできないデータもございますが、その点につきましてはご了承下さい。</p>
6	1	1	(1)	5)	<p>今回の計画施設の想定利用者数の見込みは想定されていますか。</p>	<p>想定しております。詳細は回答集付属資料A-5をご参照下さい。</p>
7	1	1	(1)	5)	<p>現在の図書館や保健センター等からの移転業務は市の業務ということでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
8	1	1	(1)	5)	<p>ランニングコスト算出の参考のため、既存施設の消耗品費、水光熱費の実績値をご提示下さい。</p> <p>また、桑名市の水光熱費の単価をご提示下さい。</p>	<p>回答集付属資料A-3、A-6において、各施設における過去5年間の消耗品費、光熱水費の実績値をお示します。また、桑名市の光熱水費の単価につきましては、桑名市公営部分についてのみお示します。</p>
9	1	1	(1)	5)	<p>現在の図書館や保健センター等から移転後の不要品の処分は、事業者の業務でなく市の業務と考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
10	2	1	(1)	5)	ア	計画地の履歴をご教示ください。	<p>昭和30年代に前所有者が取得する前は蓮根畑として利用し、前所有者が取得後造成、事務所兼居宅及び倉庫、製鋼原料加工業の工場の建築物が建設されてきました。その内容は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所兼居宅 木造セメント瓦葺平屋建(昭和30年築) ・倉庫 木造亜鉛メッキ鋼葺平屋建(昭和30年築) ・物置 木造セメント瓦葺平屋建(昭和30年築) ・居宅 木造瓦葺平屋建(昭和34年築) ・工場 鉄骨増スレート葺二階建(昭和40年築) <p>平成9年5月に前所有者から桑名市土地開発公社へ上物撤去を条件として譲渡されましたが、上記建築物の基礎部分及び設置クレーンの基礎部分については残存しております。譲渡後現在までは、駐車場として利用しております。</p> <p>詳細については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれら資料等に関する市の判断を公表いたしますので、ご確認下さい。</p>
11	2	1	(1)	5)	ア	<p>「基本構想」に、以前は周辺に鋳物工場が立地していたとの記述がありますが、土壌汚染の有無については市が調査を行い、入札説明書にて提示されると考えてよろしいですか。</p> <p>同様に、地中障害の数量・範囲等についても入札説明書にて提示されると考えてよろしいですか。</p>	<p>市において土壌汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壌汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。</p>
12	2 22	1 21	(1)	5)	ア	<p>事前調査業務は地盤調査、ボーリング調査、その他業務とあり、これらの業務は事業開始後の業務となるが、予想しなかった地下埋設物などの発見・処理などに起因するリスク負担については、測量・調査リスクと判断され事業者側の負担すべきリスクとなりますか。或いは、用地リスクと解され、市側の負担すべきリスクとなりますか。それとも、他の解釈をすべきでしょうか？</p>	<p>市において土壌汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壌汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。</p>
13	2 4	1	(1) (7)	5)	ア	<p>市が行った地質調査(資料1)はGL-20.5の部分までのものであり、N値50以上の層が確認されておりません。加えて、調査範囲が敷地外であるため、杭の設計を行うためには追加調査が必要であると考えられず。敷地全体の位置(3箇所以上)でN値50以上かつ5m以上の層を確認する調査は市で実施し、入札説明書にて提示されるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>それ以降の地質調査が事業者の業務であると考えてよろしいですか。</p>	<p>市で追加調査は行いません。必要に応じ選定事業者において追加調査を実施して下さい。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
14	2	1	(1)	5)	ア	備品・什器等の設置工事及びその関連業務には、既存設備の入替えも含まれるのでしょうか？ その場合の既存設備の移転・処分費用・リスク分担等は、どのようにお考えでしょうか？	既存設備の入替えは想定しておりません。また移転業務とそれに係る費用は市が負担いたします。
15	2	1	(1)	5)	アイ	備品・什器等についてはリース対応が可能でしょうか。可能な場合、30年後のPFI契約終了時点での取り扱いをどのようにお考えでしょうか。	リース対応も可能です。ただし、業務要求水準書の備品等整備業務要求水準に示す備品については、事業終了時にその後も使用に耐えうる状態で市に所有権を移転する必要があります。
16	2	1	(1)	5)	ア	周辺地域において、CATVなど電波障害対策として現在実施されているものがありましたらご教示ください。	ありません。
17	2	1	(1)	5)	ア	本計画は都市計画法上の開発行為に該当しないものと考えてよろしいでしょうか。また、その他特別な申請が必要でしょうか。	選定事業者において、開発行為に該当する土地形状の変更(大きな切り盛り(500㎡以上)等)をした場合、選定事業者に申請していただきます。 なお、選定事業者は通常の建築確認申請に伴い、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の届出を要しますが、その他に必要な申請・許可については選定事業者においてお調べください。
18	2	1	(1)	5)	アオ	選定事業者が調達することになっている備品・什器等について、具体的な内容をお示し下さい。 図書館等施設で使用する什器・備品等は、所有権移管時どのような扱いとなるのでしょうか、お示し下さい。	実施方針の別添資料3 備品等整備業務要求水準のとおりです。また、業務要求水準書の備品等整備業務要求水準に示す備品については、事業終了時にその後も使用に耐えうる状態で市に所有権を移転する必要があります。
19	2	1	(1)	5)	イ	保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールの運営はすべて市又は外部の業務分担となっているため、市職員等による不適切な使用に基づく備品・什器等の破損・故障の際の修理費用については市の負担と考えて宜しいでしょうか。	市に帰責事由のある設定例ではご質問のとおりです。
20	2	1	(1)	5)	イ	光熱水費は市が直接、供給者に支払うと考えて宜しいでしょうか。 施設用途別(図書館、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホール)に使用量を計測する必要がありますか。 また共有施設(総合エントランス、廊下・階段、トイレ、設備機械スペース等)の光熱水費は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	生活利便サービス施設を除く、施設全般の維持管理を行うために必要な光熱水費の実績額を市が供給者に支払うことを想定しています。選定事業者においては、各施設ごとに使用量の計測を行っていただく必要があります。 また、共有施設にかかる光熱水費は市が実績額を支払うものとします。
21	2	1	(1)	5)	イ	「維持管理業務にかかる光熱水費は実績額を支払う。」とありますが、過去数年にわたる光熱水費に係る資料を公開していただけないでしょうか。	回答集付属資料A-6において、各施設における過去5年間の光熱水費の実績値を公表が可能な範囲でお示しします。また、桑名市の光熱水費の単価につきましては、桑名市公営部分についてのみお示しします。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
22	2	1	(1)	5)	イ	「維持管理業務にかかる水光熱費は実績額を支払う」とありますが、「維持管理業務にかかる水光熱費」とは、維持管理業務遂行に必要となる水光熱費のみを指すのですか、使用に伴う水光熱費も含むのですか。	本図書館等施設における維持管理業務の遂行及びその他の使用に要する光熱水費のうち、生活利便サービス施設にかかる光熱水費を除くものについて、市が供給者に支払います。
23	2	1	(1)	5)	イ	「維持管理業務にかかる光熱水費は実績額を支払う」とありますが、図書館の運営業務にかかる光熱水費についても市が実績額を支払うと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
24	2	1	(1)	5)	イ	「維持管理業務にかかる水光熱費は実績額を支払う」とありますが、共用部(エントランス・廊下・階段等)にかかる水光熱費は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
25	2	1	(1)	5)	イ	電話料金については、維持管理費に含まれるのでしょうか。光熱水費同様、市が支払うのでしょうか。	電話料金は光熱水費同様、市が実績額を電話会社に支払うことを想定しています。
26	2	1	(1)	5)	イ	生活利便サービス施設に係る以外の光熱水費は実績額を市が事業者を支払うとありますが、町内会費や商店街組合費等の負担については、市として支払う考えはありますか。 生活利便サービス施設相当分は事業者やテナント等が負担すべきでしょうか。	市による町内会費、商店街組合費等の支払いは考えておりません。生活利便サービス施設においては、選定事業者・テナント間でどのように負担するかは、選定事業者の判断にお任せします。
27	2	1	(1)	5)	イ	大規模修繕のコストとタイミングの判断は、事業者に委ねられているので、提案に際して、30年のLCCリスクを低く評価したグループが優位に立つという問題があります。このトラブルが生じるのは、相当期間経過の後ですので、当初投下コストの回収も進んでいるとすれば、サービスの対価の減額で対抗するのに限界があるかもしれません。 大規模修繕については、コスト負担を市としていただくのが、安定したスキームとなるのではないのでしょうか。	当初設計建設費用と大規模修繕に要する費用は、サービス対価としての支払いを想定しております。
28	2	1	(1)	5)	イ	駐車場の維持管理・運営に関して、利用者からの使用料徴収は考えられますか。 利用者以外の駐車への対策に関して市として何らかお考えがあればお聞きたい。	駐車料の徴収は想定していません。後段部分の利用者以外の駐車への対策は実施方針の別添資料3 p.13 維持管理業務要求水準(6)警備業務に記載しております。
29	2	1	(1)	5)	イ	「建築物内部及び敷地内の清掃業務」とありますが、市の施設専有部内の清掃も業務範囲となりますか。	ご質問のとおりです。
30	2	1	(1)	5)	イ	清掃業務(建築物内部及び敷地内の清掃業務)は、市が直接運営を行う施設部分の清掃も選定事業者の業務範囲と考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	2 54	1 附1	(1) 2 3	5)	イ ウ	現在の市立図書館の維持管理、運営、支援業務等の中で、今回事業者が行なうべき事業範囲の業務について、市において外部業者に委託している業務があれば、その業務内容と業者名、委託料についてお知らせ下さい。 また、その業者を優先的に登用する必要性はありますか。	回答集付属資料A-7において、各施設における過去5カ年の委託業務等についてお示しします。 なお、現在の委託業者を優先する必要はありません。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答										
32	2	1	(1)	5)	ウ	<p>事業者の行う図書館運営業務にかかる光熱水費は、誰が負担するのでしょうか？</p> <p>市が行う図書館運営業務にかかる光熱水費は、誰が負担するのでしょうか？</p> <p>また、それぞれが使用する文具、消耗品等の費用は、誰が負担するのでしょうか？</p> <p>事業者と市が行うそれぞれの業務の関連性が高いので、分担することは困難と考えますが、どのような方法を考えているのか、教えてください。</p>	<p>図書館の運営業務にかかる光熱水費について、市及び選定事業者の運営範囲の全てにかかる費用を市が供給者に支払うことを想定しています。</p> <p>図書館において、市は運営を担当する業務において必要な消耗品の管理・発注・支払いをいたします。また、選定事業者が運営を担当する業務において必要とされる消耗品(利用者が使用するものを含む)については、選定事業者自身で管理・発注・支払いをすることを想定しています。ゆえに、市・選定事業者それぞれの消耗品の区分は、可能であると考えております。</p> <p>なお、図書館以外で市が運営を行う施設については、市が必要な消耗品の管理・発注・支払いを行うものです。</p>										
33	2	1	(1)	5)	ウ	<p>図書館は公の施設と考えられますので、施設を住民に利用させる権原として、他のサービス委託とは区別された独立の賃貸借契約を締結する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本施設の図書館、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールはその全てを「公の施設」と考えているため、特段、図書館部分に関して独立の賃貸借契約をするのではなく、生活利便サービス施設を含む全てにおいて、一体の「賃貸借」を含むPFI契約を結ぶものと考えます。その上で、図書館部分については運営業務の一部の範囲を選定事業者に遂行していただくものと考えます。</p> <p>なお、本事業の図書館は、図書館法に基づく公立図書館として設置するものです。</p>										
34	2	1	(1)	5)	ウ	<p>開館準備期間中の既存図書館より既存図書を区分け梱包及び引越する作業は、市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>										
35	2	1	(1)	5)	ウ エ	<p>現施設(図書館および生活利便サービス施設)のこれまでの収支の状況について、資料詳細を公表して頂けないでしょうか？</p>	<p>図書館の平成12年度収支状況の予算は、65,997千円です。</p> <p>歳出の内訳は、</p> <table border="0"> <tr> <td>人件費</td> <td>36,833,413円</td> </tr> <tr> <td>図書購入費</td> <td>12,023,711円</td> </tr> <tr> <td>外部委託費</td> <td>9,212,946円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>5,189,762円</td> </tr> <tr> <td>その他運営費</td> <td>1,876,627円</td> </tr> </table> <p>です。</p> <p>また、利用者コピーサービスの歳入は、117,500円です。</p> <p>なお、生活利便サービス施設については、既存施設がないためお示しする資料はありません。</p>	人件費	36,833,413円	図書購入費	12,023,711円	外部委託費	9,212,946円	需用費	5,189,762円	その他運営費	1,876,627円
人件費	36,833,413円																
図書購入費	12,023,711円																
外部委託費	9,212,946円																
需用費	5,189,762円																
その他運営費	1,876,627円																
36	2	1	(1)	5)	エ	<p>生活利便サービス施設運営業務については、選定事業者(SPC)の直営ではなく、テナントを誘致し床を賃貸するということが宜しいでしょうか。</p>	<p>実施方針の別添資料3 p.38に示す生活利便サービス施設の要求水準に沿ったものであれば、選定事業者の直営或いは選定事業者の誘致したテナントによる運営のいずれでも構わないものと考えます。</p>										

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
37	2	1	(1)	5)	工	「生活利便サービス施設」は本施設の利用者の利便に供することを目的とした施設なのでしょうか。それとも周辺住民等の利便に供することを目的とした施設なのでしょうか。	基本的に本施設の利用者の利便に供することを目的としています。
38	2	1	(1)	5)	工	市へ賃貸する床には「生活利便サービス施設」部分は含まれないという理解で宜しいでしょうか。それとも一旦施設全体を市へ賃貸し、「生活利便サービス施設」部分を選定事業者(SPC)が市からリースバックするということなのでしょうか。	市は施設全体を選定事業者より借り受け、そのうち生活利便サービス施設部分については、選定事業者に対し独立の賃料を徴収しない使用貸借により再び貸し出す方法を想定しています。
39	2	1	(1)	5)	工	市への床賃貸業務は、生活利便サービス施設を除く本図書館等施設の全てを市に30年間賃貸するというのでしょうか？	市は施設全体を選定事業者より借り受け、そのうち生活利便サービス施設部分については、選定事業者に対し独立の賃料を徴収しない使用貸借により再び貸し出す方法を想定しています。
40	2	1	(1)	5)	工	「床賃貸業務」という表現は、具体的な賃貸借契約の形態を想定しているのでしょうか。	一体の賃貸借を含むPFI契約を結ぶものと考えます。
41	2	1	(1)	5)	オ	移転登記料の支払いも民間事業者の業務範囲と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
42	3	1	(1)	6)	ア	市のお考えになられているサービス料の支払条件をお知らせください。	今後の意見招請及びヒアリングを行った上で、入札説明書にてサービス対価の支払いの考え方を御提示いたします。
43	3	1	(1)	6)	ア	市から支払われる維持管理費、一部運営費の事業期間内の支払い方法(毎月、年1~2回等)について何か定めがあればお聞かせください。	入札説明書公表時にお示しします。
44	3	1	(1)	6)	ア	市が支払うサービス料は、「選定事業者の設計、建設、維持管理、一部運営(但し、生活利便サービス施設の運営を除く)を行うこと」の対価であるとしていますが、「設計・建設」に関わる費用(当該費用について発生する金利を含む)が、「工 その他の業務」(実施方針P2)の「市への床賃貸業務」のサービスの対価として30年間の事業期間に亘って支払われると考えてよいのでしょうか？	市は、実施方針 p.2のアからオにかかる業務の対価として、これらの業務にかかる金利も含め、選定事業者にサービス対価をお支払いいたします。サービス対価の支払い方法の詳細は入札説明書公表時にご提示します。
45	3	1	(1)	6)	ア	市が事業者に対し支払うサービス料には、市が賃貸する部分の賃貸料を含むものと解釈して宜しいのでしょうか。 また、賃料算定に関して市側の制限等がありましたら、ご教示下さい。	市は、実施方針 p.2のアからオにかかる業務の対価として、これらの業務にかかる金利も含め、選定事業者にサービス対価をお支払いいたします。サービス対価の支払い方法の詳細は入札説明書の公表時に行います。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
46	3	1	(1)	6)	ア	市が支払うサービス料について質問します。事業開始にあたり、事業者の、建設時のコスト負担は、多大な物となります。PFI事業の性格上、難しいでしょうが、建設時の支払方法は、出来高払いとならないでしょうか。	PFI手法の導入は公共の負担する費用の平準化を目差すものであるため、建設コストの出来高払いは想定しておりません。
47	3	1	(1)	6)	ア	市が支払うサービス料は、設計、建設に関わる対価を除く、維持管理および一部運営業務に対する対価等(特に大規模修繕、備品・什器の更新)については、平準化されることなく、その役務提供のあった時期において、その役務に見合う対価(サービス料)が支払われるべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか？ 特に建物の大規模修繕等においては、事業の前半での業務(及び事業者が発生する費用)が少なく、事業後半に業務(及び事業者が発生する費用)が大きく増大してきます。このような業務の対価を平準化しますと、実質的に市にとっては事業者に対する多額の前払い金を支払うことになり、財政負担上、不健全な形となります。また、事業者は実際の費用に対応しない多額の収益が発生し、納税負担が先行することになるため、事業安定性が損なわれる恐れがあります。 更にこのような費用が平準化されてしまいますと、インフレ・デフレのリスクを市側が負担しようとしても、平準化された費用を毎年の物価上昇率等の指標により調整する方法では、実際の業務にかかる費用の物価上昇に対応できないため、サービス料を見直す手段として現実には、機能しないこととなります。 サービス料全体を平準化することを考えられているのであれば、上記の諸問題に関する市側の見解をお示し下さい。	PFI手法の導入は公共の負担する費用の平準化を目差すものではありませんが、本事業におけるサービス対価の支払いの考え方及び物価・金利リスクの考え方については、事業者の御意見を踏まえ、市及び選定事業者の双方にとり可能な限り最善の方法を採択する方向で考えております。ゆえに、今後の意見招請及びヒアリングを行った上で、入札説明書にてサービス対価の支払いの考え方を御提示いたします。 本御質問におきましても、御参考にさせていただきます。
48	3	1	(1)	6)	ア	市が支払うサービス料は設計、建設、維持管理、一部運営を行うことの対価とされていますが、上記の各項目毎にサービス料を設定することは可能でしょうか？ また、期間中不均等の支払スケジュールおよび支払金額を設定することは可能でしょうか？	PFI手法の導入は公共の負担する費用の平準化を目差すものではありませんが、本事業におけるサービス対価の支払いの考え方及び物価・金利リスクの考え方については、事業者の御意見を踏まえ、市及び選定事業者の双方にとり可能な限り最善の方法を採択する方向で考えております。ゆえに、今後の意見招請及びヒアリングを行った上で、入札説明書にてサービス対価の支払いの考え方を御提示いたします。
49	3	1	(1)	6)	ア	「市は契約条項に定めるサービス料を支払う」とありますが、市の支払うサービス料の構成、及びその支払い方法は提案に基づいて契約に定めるのですか。(例：アベイラビリティフィーとパフォーマンスフィーへの区分、その算定方法等)	今後の意見招請及びヒアリングを行った上で、入札説明書にてサービス対価の支払いの考え方を御提示いたします。 なお、契約に定める内容は、意見招請及びヒアリングを踏まえた上で、入札説明書公表時に契約書(案)として市からご提示させていただきます。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
50	3	1	(1)	6)	ア	「市は契約条項に定めるサービス料を支払う」とありますが、契約に定められた市の支払うサービス料の一部、または全てについて、質権、譲渡担保(債権譲渡)、代理受領、振込指定等の担保権を設定してよろしいですか。	いずれの設定も可能と考えますが、事前に市の承諾を要するものと想定しており、また、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。
51	3	1	(1)	6)	ア	市からのサービス対価の算出に関し、生活利便サービス施設の独立採算部分との水光熱費などの費用負担の基準をお示ください。 また、公共施設ごとの負担区分はどのようにお考えですか。	本図書館等施設における維持管理業務の遂行及びその他の使用に要する光熱水費のうち、生活利便サービス施設にかかる光熱水費を除くものについては、市が供給者に支払います。
52	3	1	(1)	6)	イ	生活利便サービス施設の運営は「独立採算」で実施すると規定されていますが、設計・建設等の初期投資(金利を含む)および修繕・更新費、維持管理費についても当該収益で賄うということなのでしょうか。	設計・建設等の初期投資につきましては、市の支払うサービス対価に含まれるものと想定しております。修繕・更新費・維持管理費につきましては、入札説明書公表時にお示しします。
53	3	1	(1)	7)		事業終了後の施設は無償譲渡とするBOTとなっておりますが、一方で本施設のうち建物部分の税法上の減価償却期間は50年となることが予想され、建物にかかる投下資本のうち約5分の2は法人税等を支払いながらの回収となります。この場合、当該法人税等をサービス料に含めてご提案することになり、割賦方式(BTO)で同等の施設を整備する場合に比べて、貴市にとって割高となることが予想されます。貴市として、特定事業の選定においてBOT・BTOの両方式にて検討の上、VFMの観点からBTOを選択する可能性もあるとお考えでしょうか。	そのような想定はしておりません。
54	3	1	(1)	7)		BOT方式であると、法的には純然たる公立図書館ではなく、私設の図書館の位置付けになる可能性が高くなります。(事業期間中)図書館法における公立図書館の位置付けが得られると想定してよろしいでしょうか。	施設の所有権は選定事業者となりますが、事業期間中は市が選定事業者より当該施設を賃借し、図書館法に基づく桑名市立図書館設置条例において公立図書館を設置するものであるため、BOT方式においても図書館法における純然たる公立図書館であると位置付けられます。図書館法では、その設置を市が行うものを公立図書館とし、施設の所有を義務付けるものでないと考えます。
55	3	1	(1)	7)		30年間の事業終了後、図書館等施設を市に無償譲渡とされていますが、譲渡時点における当該施設の機能・外観等の状態についてどのような規定を想定されているでしょうか。	事業終了時に、その後も使用に耐えうる状態とすることを想定しています。
56	3	1	(1)	7)		土地は無償貸与とありますが、本件土地のうち、選定事業者の独立採算部分となる生活利便サービス施設に相応する部分も無償貸与という理解でよろしいでしょうか。	生活利便サービス施設に対応する土地部分についてはご質問のとおりです。
57	3	1	(1)	7)		事業方式は「BOT方式」と規定されていますが、契約終了時の「生活利便サービス施設」の取り扱いはどうなるのでしょうか。	生活利便サービス施設の取扱いについては、入札説明書の表時の契約書(案)で定めるところの原状回復を行っていただくことを想定しています。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
58	3	1	(1)	7)		生活利便サービス施設に関して、事業期間終了後の処理はどのように考えれば宜しいですか。完全に退去するのか、それとも、引続きテナントとして残るのかなどの点についてご教示下さい。	生活利便サービス施設の取扱いについては、入札説明書公表時の契約書(案)で定めるところの原状回復を行っていただくことを想定しています。
59	3	1	(1)	7)		選定事業者は図書館等施設の調達手段として、割賦販売により調達することは可能なのでしょうか。	選定事業者の会計上の処理に関する事項は、選定事業者の判断のもと行ってください。
60	3	1	(1)	7)		30年間の事業終了後、図書館等施設を市へ無償譲渡と規定されていますが、譲渡時点の施設の機能・外観等についてどのように規定されるのでしょうか。大規模修繕実施前の状態で譲渡することも可能なのでしょうか。	事業終了時に、その後も使用に耐えうる状態とすることを想定しています。
61	3	1	(1)	7)		事業者の業務として、備品等調達がありますが、事業期間終了後の処理はどのように解釈すればよろしいのでしょうか。所有が事業者の場合には完全撤去するのか、或いは、市側に無償譲渡すべきなのか、市の所有なのでそのまま譲渡すればいいのかなどご教示下さい。	業務要求水準書の備品等整備業務要求水準に示す備品については、事業終了時に市に所有権を移転する必要があります。
62	3	1	(1)	7)		選定事業者が図書館等施設を所有することになっていますが、リース方式による調達が可能な範囲はあるのでしょうか。(例えば備品・什器等)	リース対応も可能です。ただし、業務要求水準書の備品等整備業務要求水準に示す備品については、事業終了時に市に所有権を移転する必要があります。
63	3	1	(1)	7)		リース方式による調達が可能な物品等は、所有権移転時に市の所有物になることが条件となるのでしょうか。	業務要求水準書の備品等整備業務要求水準に示す備品については、事業終了時に市に所有権を移転する必要があります。
64	3	1	(1)	7)		今回の計画地に関して、現在、桑名市土地開発公社が所有している土地を市が事業開始前に購入するとありますが、土地取得の具体的な日程についてご教示下さい。	平成14年度中の取得を想定しています。
65	3	1	(1)	7)		選定事業者(SPC)は実質的に導管体となり、設計、建設、維持管理、運営業務は選定事業者から再発注・再委託された専門業者が行うという事業スキームで宜しいでしょうか。 また、可能な場合、再発注・再委託先の選定・変更については市との協議事項になるのでしょうか。	再発注・再委託する際の、設計・建設を担う専門業者については、応募者の参加資格要件に則る範囲で可能と考えます。また、維持管理・運営業務を担う専門業者について資格等の制限は想定しておりません。いずれも、その際の各業務の請負契約は選定事業者と発注先或いは委託先との間に締結される契約によるものとします。 また、再発注・再委託先の選定・変更については、市との協議ではなく市の承諾が必要と想定しています。
66	3	1	(1)	8)		30年の事業期間以後の維持管理業務、図書館運営業務の継続は有るのでしょうか。	現段階では、SPCによる業務の継続は考えておりません。
67	3	1	(1)	8)		事業期間は、設計期間、建設期間、並びに維持管理・運営を開始した日から30年間とありますが、事業開始時期とは、具体的にはどの時点ですか。	事業開始時期は、事業契約締結後と想定しております。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
68	3	1	(1)	9)	ア	図書館等準備期間にあたる平成16年(2004年)8月～平成16年(2004年)10月の間は、維持管理をはじめとする民間事業者のサービスは開始していると考えてよろしいですか。また、この維持管理をはじめとするサービスに対する対価は8月から支払われるのですか。	選定事業者の維持管理・運営業務は、準備期間である平成16年8月から発生するため、サービスの対価についても平成16年8月から発生します。支払方法については、入札説明書公表時にお示しします。
69	5	1	(2)	2)	ウ	選定基準・手順の中で、「ウ PFI事業として実施することの定性的評価」とありますが、定性的評価基準を具体的にお示ください。	入札説明書公表時に事業者選定基準としてお示しします。
70	5	1	(2)	3)		VFMの算出に必要なPSCをお示ください。	VFM算定にあたっての前提条件は特定事業の選定時にその公表を行いますが、本事業は、総合評価方式一般競争入札で事業者を選定するため、具体的な事業費であるPSCについて公表を行うことは想定しておりません。
71	5	1	(2)	3)		市で考慮されている事業費について公表していただけますか。	VFM算定にあたっての前提条件は特定事業の選定時にその公表を行いますが、本事業は総合評価方式一般競争入札で事業者の選定を行うため、具体的な事業費であるPSCについて公表を行うことは想定しておりません。
72	5	1	(2)	3)		<p>選定結果の公表方法にあたっては、詳細な算定根拠の公表を希望いたします。特に以下の事項の公表について貴市のお考えをお伺いします。</p> <p>[PSC]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館運営業務にどのようなスキル・資格の人間を何人配置すると想定したか。また、人件費の上昇率はどのように算定したか。 ・ 施設、備品の修繕費及び更新費はどのような基準で算定したか <p>[PFI事業で実施した場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の減価償却期間を何年間で計算したか。 ・ 事業者の適正な投資利回りとしてIRR等を何%で計算したか。 ・ 選定事業者の法人税等の支払額とVFM評価上の取扱い ・ 想定した国庫及び県の補助金の額とVFM評価上の取扱い ・ 施設、備品の修繕費及び更新費をどのような基準で算定したか ・ 更新した設備、備品について減価償却期間をどのような考え方で計算したか。 	<p>本事業は総合評価一般競争入札を採用することとしており、その入札において正当な競争が阻害されるおそれのない範囲において、特定事業の選定結果を公表するものと考えます。</p> <p>従って、上記の観点にそって支障の無い範囲において、算定における前提条件を公表いたします。</p>
73	6	2	(1)			<p>「総合評価方式一般競争入札」とは提案内容の得点と、提示金額を得点化したものの合計が最高点となる事業者を選定する方式という理解でよろしいですか。</p> <p>その場合、総合評価にかかる評価基準表(得点配分等の提示)は何時提示いただけますか。</p> <p>また、その時の評価項目はどのように考えておられますか。(たとえば「技術能力」とは何をもって評価をするのか、等)</p>	ご質問のとおりです。なお、総合評価に係る評価基準等については、入札説明書公表時にお示しします。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答	
74	6	2	(1)	<p>～資金調達能力等を総合的に評価、とあるが、その際に金融機関から『関心表明書』や『融資確約書』といった類の書類提出・添付を想定しているか。</p>	入札説明書公表時に御提示いたします。
75	6	2	(1)	<p>事業者の選定に当たっては、サービスの対価をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価するとありますが、定量的評価と定性的評価の配分を具体的にお示し下さい。</p> <p>また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮するとありますが、具体的な方法をお示し下さい。</p>	入札説明書公表時に御提示いたします。
76	6	2	(1)	<p>総合評価方式一般競争入札について、評価項目の重み付けの方針がありましたら教えてください。</p>	入札説明書公表時に御提示いたします。
77	6	2	(1)	<p>事業者選定の方法は「総合評価一般競争入札」を採用と規定されていますが、事業の範囲に設計が含まれていることから、落札者の選定から仮契約の間に各施設の所管部署と落札者との間で、設計案についての調整・協議を行う可能性はあるのでしょうか。</p>	総合評価一般競争入札の原則にたち、施設設計要求書に基づく設計案の落札後に、協議の機会を持つことは想定しておりません。但し、設計条件の明確化、及び設計案の詳細部分についての明確化のための協議は可能と考えます。
78	6	2	(2)	<p>手順及びスケジュールが示されておりますが、さらなる具体的な日程は、いつごろ公表されるのでしょうか。</p>	入札説明書等公表時にお示しします。
79	6	2	(2)	<p>今件は施設設計を含んだ事業公募であり、提案に関わる労費は大きいことを鑑みるとともに、図書館業務に重きをおいた事業であり、先ず運営体制等を含んだ提案による資格審査を行い、応募者の絞込みをされるのが宜しいかと思われませんが如何でしょうか。</p>	御意見として承ります。 審査手順を含め、入札説明書公表時に、事業者選定基準として提示します。
80	6	2	(2)	<p>平成13年11月に入札説明書の公表となっておりますが、提出月の平成14年2月まで実質2.5ヶ月程度しかないと思われま</p> <p>す。</p> <p>内容の充実した提案書にするためにも、もう少し時間が必要と思われま</p> <p>す。入札説明書をたとえば平成13年10月頃に公表ぐ</p> <p>らいに変更は可能でしょうか。</p>	入札説明書の公表時期の変更は考えておりません。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
81	6	2 (2)	<p>「入札説明書」について、質疑が1回、貴市の回答期間も約1ヶ月とされています。入札に拘わる入札条件と要求水準を早期に検討したいため、意見招聘を踏まえた「実施方針」からの変更条件、「要求水準書(変更案)」を入札説明書の公表の前に開示していただくことは可能でしょうか？</p> <p>また、特に「契約書案」について、入札説明書の公表前に公表し、事業者側から意見招聘を受け付ける機会を設けていただけることは可能でしょうか？</p> <p>入札説明書に関する質問について、十分な回答期間を確保された上で質疑を2回以上行っていたいただきたいと思いますと考えますが可能でしょうか。</p>	<p>本事業は総合評価一般競争入札を採用とするため、入札公告時に公表する入札説明書(各要求書含む)の変更は想定しておりません。今回の御質問及び平成13年7月30日・31日両日に受け付ける意見招聘、並びにヒアリングを経て、入札説明書を公表する運びとしております。</p> <p>また、契約に際しての御意見は、平成13年7月30日・31日両日の意見招聘時において承ります。</p> <p>入札説明書に関する質問の機会の設定については、御意見として承ります。</p>
82	6	2 (2)	<p>落札者の選定の平成14年(2002年)4月から 仮契約の平成14年(2002年)5月の間が極めて短期間ですが、仮契約の契約当事者は、この間に設立された事業会社となりますか。もしくは、選定された応募者グループと事業会社設立も含めた仮契約を締結するのですか。</p>	<p>落札者となった選定事業者は、仮契約締結時に特別目的会社(SPC)を設立し、SPCを仮契約の契約当事者としていただくことを想定しております。</p>
83	7	2 (3) 1)	<p>去る6月14日の実施方針等の公表/説明会に参加された団体名・企業名を公表していただけないでしょうか。</p>	<p>公表は予定しておりません。</p>
84	9	2 (3) 3) ウ	<p>提出のあった意見・提案は、原則として公表・公開しない理由は何か。</p>	<p>全意見につき意見提出者の承諾が得られた場合は、その意見内容を公開する予定です。</p> <p>なお、これらは、入札説明書に反映することで回答に代えさせていただきます。</p>
85	9	2 (3) 3) エ	<p>市が判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定しているとあるが、他自治体の案件ではヒアリングは実施されず、また意見内容も入札書等(落札者決定基準、契約書案)に反映されず、意見招聘が非常に形式的なものであったとの印象を受けた。</p> <p>PFI事業は官民の適切なリスク分担を通じて新たなパートナーシップを構築する事業スキームであり、特に事業者選定方法、リスク分担のありかたに関しては民間事業者の意見を積極的に取り入れるべきであると考えます。</p> <p>市が必要と判断した意見という視点だけではなく、民間が必要と判断した意見をどの様に入札書等(落札者決定基準、契約書案、リスク分担表(特に金利リスク、利用者増減リスク、技術革新リスク対応))に反映していただけるのか、具体的な作業手順(招請された意見の取扱い基準等)を明示していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
86	9	2 (3) 3) エ	<p>直接ヒアリングとありますが、ヒアリングの期間 7月31日以後どのくらいの期間か？ 具体的方法は？(面談か、電話か、FAXか)</p>	<p>実施方針等に対する意見招聘受付後、ヒアリングを必要とする場合は速やかに時期等をお示しします。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
87	9	2	(3)	5)	入札説明書の公表時に、契約書(案)も公表されるとありますが、契約約款も同時に公表されるのでしょうか。 建物の瑕疵に対する保証などがどの程度要求されるかなど具体的に明示されるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
88	9	2	(3)	5)	入札説明書で契約書(案)が示されることになっており、入札説明書と共に契約書(案)に関する質問の機会は設定されていますが、意見、提案をさせて頂く機会がないようです。これは、市より提示された契約書(案)の内容については、変更の余地なく、そのまま受け入れなければならないということなのでしょうか？ 民間のノウハウと資金を活用するというPFIの考え方から、合理的な意見・内容については、選定事業者との協議に応じることが、30年間という長期に亘る事業の安定性、健全性に寄与するものと考えますが、いかがでしょうか？ 応募者側または、選定事業者側の意見・コメントについてどのような方法で協議することを考えておられるのか、教えてください。	ご意見として承ります。 契約書(案)について変更がある場合は、入札説明書に関する質問回答時にお示しします。
89	9	2	(3)	7)	資格確認申請時に必要な書類は何か、現段階で分かっているものについて示していただきたい。	入札説明書等公表時にお示しします。
90	10	2	(3)	9)	選定結果の内容はどのような項目を公表されるのか？またどの時点でどのような形で公表されるのか？	入札説明書公表時の事業者選定基準においてお示しします。審査項目に則した形で公表を想定しております。
91	10	2	(3)	9)	落札者とは、優先交渉権者と解釈してよろしいですか。	ここでいう落札者は、いわゆる公募プロポーザル方式の優先交渉権者と意を異にすると考えております。 本事業は地方自治法第234条に規定する一般競争入札の一類型である総合評価一般競争入札方式を採用するため、桑名市図書館等複合公共施設整備事業提案審査会により選定された優秀提案をもとに、一応募者もしくは一応募グループを落札者として決定します。但し、落札者が契約を締結しなかった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定により、落札者以外の者と随意契約を締結することが出来るため、優先順位を付して次順位者等を選定することを検討しています。
92	11	2	(4)	1)	代表者のSPCへの出資要件について、出資していればよく、出資比率は問わないと理解してよいか。	出資要件については、一定の制限を設けることを検討中です。
93	11	2	(4)	1)	代表者は複数でも可能ですか。つまり、SPCへ出資するもの全てが代表者の意味ですか。	代表者については、1社で想定しております。また、代表者以外でもSPCへの出資は可能です。
94	11	2	(4)	1)	応募者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は…とありますが、やむを得ない事情とはどのような場合でしょうか。	例えば、資格確認申請以後提案書受付までの間に構成員が指名停止等の理由により応募者の構成員の資格を失った場合などを想定しています。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
95	11	2	(4)	1)		金融機関が1グループの構成員となった場合、当該金融機関が他のグループが選定された場合に資金調達に關与することは可能ですか。	選定グループの資金調達に、他グループの構成員である金融機関が關与するのは不可能と想定しております。
96	11	2	(4)	1)		本件におけるSPCの定義を詳しく教えて頂きたい。	設立される特別目的会社は、本事業のみを目的とする商法上の株式会社もしくは有限会社を想定しています。
97	11	2	(4)	1)		「特別目的会社(SPC)」とありますが、当該SPCの設立に關しての制限はありますか。(例:「桑名市を本社所在地としなければならない。」「SPCは1社に限定する」等)	入札説明書等公表時にお示します。
98	11	2	(4)	1)		SPC設立に關して、株式会社でよろしいですか。	設立される特別目的会社は、本事業のみを目的とする商法上の株式会社もしくは有限会社を想定しています。
99	11	2	(4)	1)		応募者が設立する特別目的会社の会社形態(株式会社、有限会社等)については、特に指定はないものと考えて宜しいでしょうか?	設立される特別目的会社は、本事業のみを目的とする商法上の株式会社もしくは有限会社を想定しています。
100	11	2	(4)	1)		特別目的会社(SPC)の形態に何か制限はありますか?	本件におけるSPCについては、本施設の設計・建設・維持管理・運営の一部及びこれらに關連する特定の營業行為を行うために設立した会社と想定しています。会社の形態は商法上の会社の扱いであり、株式会社もしくは有限会社を想定しています。
101	11	2	(4)	1)		「特別目的会社(SPC)」とありますが、この場合のSPCとは、「資産の流動化に關する法律」に基づくSPCのみではなく、商法上の株式会社等も含むと考えてよろしいですか。	設立される特別目的会社は、本事業のみを目的とする商法上の株式会社もしくは有限会社を想定しています。
102	11	2	(4)	1)		本事業を実施する特別目的会社(SPC)は、商法上の株式会社を想定しているのでしょうか。有限会社、資産流動化法(SPC法)の特定目的会社、いわゆるケイマンSPC等でも良いのでしょうか。	設立される特別目的会社は、本事業のみを目的とする商法上の株式会社もしくは有限会社と想定しています。
103	11	2	(4)	1)		グループで応募した場合の代表者はSPCへの出資を行うものとなりますが、その出資比率については特に指定はないものと考えてよろしいでしょうか?	出資要件については、一定の制限を設けることを検討中です。
104	11	2	(4)	1)		グループで応募する場合、代表企業以外はSPCへの出資義務はないと考えてよいのか。	出資要件については、一定の制限を設けることを検討中です。
105	11	2	(4)	1)		代表企業はSPCへの出資義務はあるものの、筆頭株主である必要はないと考えてよいのか。	出資要件については、一定の制限を設けることを検討中です。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
106	11	2 (4) 1)	<p>応募者の構成等に関し、「応募者は...SPCへの出資を行なうものとする。」とありますがSPCへの出資構成に関して制限がございますか。あればお示し下さい。</p> <p>また、役員構成についてはいかがでしょうか。</p>	<p>出資要件については、一定の制限を設けることを検討中です。</p>
107	11	2 (4) 1)	<p>金融業、保険代理店、その他維持管理業務及び運営業務以外の業種で、今回事業に関連する事業者が、構成員になることは可能か？</p> <p>1)出資する場合の可否 2)出資しない場合の可否</p>	<p>いずれの場合も可能と想定しています。</p>
108	11	2 (4) 1)	<p>「運営業務を担う者」とは、別添資料3『桑名市図書館等複合公共施設整備事業 維持管理、運営及び備品等整理に関する業務要求水準書(案)』の、 のみの関連業者なのか、あるいは も含めた関連業者、と考えてよいのか。例えば、 (3)図書館備品、のみを扱う業者もこの「運営業務を担う者」と考えてよいのか。</p>	<p>運営業務を担う者は、実施方針 p2 イ 図書館等施設維持管理業務とウ図書館運営業務、エ 生活利便サービス施設運営業務を行う事業者を指します。</p>
109	11	2 (4) 1)	<p>いずれかのグループの構成員が、他のグループの協力企業として委託先となることは可能ですか。</p>	<p>1応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>
110	11	2 (4) 1)	<p>応募者の構成等に関し、「一応募者の構成員は、他の応募者の構成員にはなれない」</p> <p>一方、「...維持管理業務及び運営業務を担う者は応募者の構成員 となることが可能である」</p> <p>「...維持管理業務及び運営業務を担う者は応募者の協力業者として複数の応募者の委託先となることが可能である」との意味は、「維持管理業務及び運営業務を行なう者は1応募者グループの構成企業になると同時に他グループの協力企業としても応募できる」という理解で良いでしょうか。</p>	<p>1応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>
111	11	2 (4) 1)	<p>構成員は他の協力企業となれるのか。</p>	<p>1応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
112	11	2	(4)	1)	<p>の関係の確認 1グループで構成員となり、同時に他グループで協力企業となることを可とするものと考えてよいか。 また、協力企業は参加表明書に記載されなければならないか？</p>	<p>1 応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。 資格確認申請時に協力企業の参加表明書の提出は必要ありませんが、一部の協力企業についてはその名称を明記していただくことを想定しております。 但し、名称を明記する、しないに関わらず、提案書提出までの協力企業の追加・変更を認めることを想定しています。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>	
113	11	2	(4)	1)	<p>応募者グループの構成員となった維持管理業務又は運營業務を担う者が、協力企業として他の応募者の委託先になることは可能でしょうか。</p>	<p>1 応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>	
114	11	2	(4)	1)	<p>「協力企業」の定義を明確にいただきたい。(例. 提案に参加できるのか、またその場合複数応募者の提案に参加可能か、物品の納入は可能か、等)</p>	<p>1 応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。 提案書の提出は応募者がおこないます。応募者の提案内容に協力企業の提案内容を含めるか否かは、各応募者の判断するところと考えます。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>	
115	11	2	(4)	1)	<p>応募グループの「構成員」として維持管理業務及び運營業務を担う企業が、同時に別のグループの「協力企業」として委託先となることは可能であるという解釈になるのですか？ あるいは、応募グループの「協力企業」のみが、同時に別のグループの「協力企業」としての委託先となることは可能という解釈になるのでしょうか？</p>	<p>1 応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>	
116	11	2	(4)	1)	<p>本事業の対象となる維持管理業務及び運營業務を担う者は、応募者の協力企業として複数の応募者の委託先となることが可能とありますが、上記の者が特定の応募者の構成員に組み込まれてしまった場合には、その者に他の応募者が業務を委託することはできないと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>1 応募者グループの構成員になると同時に他グループの協力企業になることはできません。但し、複数の応募者グループの協力企業になることは妨げません。</p> <p>なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>	

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
117	11	2 (4) 1)	参加表明時に協力企業の名前を明らかにする必要があるでしょうか。 また参加表明後に協力企業の追加・変更は可能でしょうか。	資格確認申請時に協力企業の参加表明書の提出は必要ありませんが、図書館運営業務を担う者が協力企業の場合にその名称を明記していただくことを想定しております。 但し、名称を明記する、しないに関わらず、提案書提出までの協力企業の追加・変更を認めることを想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
118	11	2 (4) 1)	応募者の協力企業は、参加表明書等の提出時に、構成員と同様に、具体的企業名を提示する必要がありますか、ご指示ください。	資格確認申請時に協力企業の参加表明書の提出は必要ありませんが、一部の協力企業についてはその名称を明記していただくことを想定しております。 但し、名称を明記する、しないに関わらず、提案書提出までの協力企業の追加・変更を認めることを想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
119	11	2 (4) 1) 2)	応募者は、図書館等施設の運営能力を有していること、又は協力企業等を通じてその調達が可能であることを想定しているとありますが、『運営能力を有している』とは具体的にどの様なことでしょうか、お示し下さい。	業務要求水準書の業務要求水準を満たすものと考えます。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
120	11	2 (4) 1)	維持管理業務等の受託業者は、複数の応募者の委託先となり得るとのことですが、その業者による独占が為され、VFMの最大化に影響を与える可能性があると考えますが、その点に関して、市のお考えをお聞かせ下さい。	VFMへの影響は少ないものと考えます。
121	11	2 (4) 2)	「応募者には、図書館等施設の運営能力を有していること、」とありますが、この点は事業者選定上の重要な評価対象事項と考えられますので、能力の有無およびその評価の基準(実績、経済性、配員計画等の観点から)をどのように設定されるのか教えてください。	能力は業務要求水準書の業務要求水準を満たすものと考えます。 評価基準は、入札説明書公表時に提出します。
122	11	2 (4) 2)	本文「…又は協力企業等を通じてその調達が可能であることを想定している。」の文中の『通じて』とは具体的にどのようなことと解釈するのか、例えば見積等の受領位で判断するのか。	応募者の構成員に直接運営業務を担うものが含まれない場合、協力企業等から運営業務の提供を受け事業遂行の体制を確保いただくことを想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
123	11	2 (4) 2)	「応募者には、図書館等施設の運営能力を有していること、又は、協力企業等を通じてその調達が可能であることを想定している。」とありますが、協力企業等を通じてその調達が可能であることを明らかにする為に、構成員と協力業者との間で覚書等の書面を必要するものと考えますが、ご確認下さい。	資格確認申請時に協力企業の参加表明書の提出は必要ありませんが、一部の協力企業についてはその名称を明記していただくことを想定しております。 但し、名称を明記する、しないに関わらず、提案書提出までの協力企業の追加・変更を認めることを想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
124	11	2 (4) 2)	応募者またはその構成員に資格が求められています。応募グループ内の1社に資格要件が備わっていれば足りると解釈してよろしいでしょうか？ また、選定事業者(SPC)自身にこれらの資格が求められることはないでしょうか？	応募者の構成員の全てが、平成13年10月調整の桑名市入札参加者名簿に登録されているもので、構成員のいずれかが、実施方針p.11 2. (4)2) の要件を満たしていると想定しています。 また、SPC自身には、実施方針p.11 2. (4)2) ア、イ、ウの参加資格要件が求められることはないと考えております。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
125	11	2 (4) 2)	応募者の資格について、図書館等の運営能力の基準または規定があるのか、あれば その内容について提示いただきたい。	業務要求水準書の業務要求水準を満たすものと考えます。
126	11	2 (4) 2)	応募者またはその構成員の資格要件は、建設会社等を想定した要件になっていますが、建設業以外の応募者または構成員については、参加資格に関する要件はないものと考えてよろしいでしょうか？	応募者の構成員の全てが、平成13年10月調整の桑名市入札参加者名簿に登録されているもので、構成員のいずれかが、実施方針p.11 2. (4)2) の要件を満たしていると想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
127	11	2 (4) 2)	これらの要件は構成員のいずれかが満たしていればよろしいですか。	応募者の構成員の全てが、平成13年10月調整の桑名市入札参加者名簿に登録されているもので、構成員のいずれかが、実施方針p.11 2. (4)2) の要件を満たしていると想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
128	11	2	(4)	2)	維持管理業務及び運営業務を担う者は、応募者の構成員になる場合に、桑名市入札参加資格者名簿に登録されている等の参加資格要件が必要となるのでしょうか。	維持管理業務及び運営業務を担う者が応募者の構成員になる場合において、桑名市入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
129	11	2	(4)	2)	応募するためには、応募者またはその構成員は以下の資格要件を満たしていなければならない。 とありますが応募者の代表者以外の一構成員となる企業においても、参加資格要件を満たしていなければ参加資格として認めただけなのではないのでしょうか？	応募者の構成員の全てが、平成13年10月調整の桑名市入札参加者名簿に登録されているもので、構成員のいずれかが、実施方針p.11 2.(4)2) の要件を満たしていると想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
130	11	2	(4)	2)	グループで応募する場合、構成員のうちの建設会社が桑名市入札参加資格者名簿の登録を持っていれば良いのか。代表企業は登録の必要があるのか。	応募者の構成員の全てが、平成13年10月調整の桑名市入札参加者名簿に登録されているもので、構成員のいずれかが、実施方針p.11 2.(4)2) の要件を満たしていると想定しています。 なお、実施方針 2(4)応募者の備えるべき参加資格要件 に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
131	11	2	(4)	2)	「経営事項審査結果の総合評点が750点以上のもの」とあり、地元企業等への配慮と思われませんが、入札参加資格に“地元企業”等の条件追加の可能性はありますか？	ご質問については、公平性・競争性からも想定はしておりません。
132	11	2	(4)	2)	図書館の運営業務は本事業の中核であり、その担当会社は必ず、応募者の構成員となるべきではないのでしょうか。この運営担当会社が協力企業の位置づけで、かつ複数のグループに協力するというのは、グループ間の競争原理に多大な悪影響をもたらす恐れがあります。是非ご再考をお願いします。	御意見として承ります。
133	12	2	(4)	3)	構成員の制限で「市の指名停止措置を受けている者。」のは、桑名市に特定されているのか。	ご質問のとおりです。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
134	12	2	(4)	3)	市の指名停止措置を受けている者とありますが、参加資格の確認を受けた後、構成員である1社が契約締結迄の間に指名停止措置を受けた場合、構成員全部が参加資格を失うのか、それとも対象企業1社が資格を失うことになるのでしょうか。	資格確認申請期間の最終日とする資格確認基準日以降、提案書受付以前であれば、「やむを得ない事情が生じた場合」の一例として市と協議を行い、構成員の追加変更或いは応募グループ全体の応募参加資格の喪失とみなすかの判断を下します。 提案書受付以降の構成員の変更は認められないため、その時点で応募者の参加資格を失うものとします。 落札者決定以後、契約締結までの間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、落札者の権利を喪失し、かつ、それによって発生する契約リスクは応募者によるものと考えます。
135	12	2	(4)	4)	基準日にピンポイントで参加資格を満たしていればよいのか。 構成員単位での資格確認なのか、グループ単位での資格確認なのか。	資格確認申請期間の最終日とする資格確認基準日以降、事業契約締結時までの間に、グループ全体として参加資格要件を満たしている必要があります。落札後に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とします。
136	12	2	(5)	1)	落札者を選定するまでの間とあるが、始まりはいつからか(参加資格確認基準日からか)。	資格確認申請期間の最終日とする資格確認基準日からとします。
137	12	2	(5)	1)	提案審査において生活利便サービス施設運営業務をどの程度重視し、同業務に関する審査基準、審査方法はどのようなものと考えていますか？	入札説明書公表時にお示しします。
138	12	2	(5)	1)	大いなる提出の動機付けとなる審査評価基準(項目、重み付け、審査フロー)は公募要綱に開示されますか？	入札説明書公表時に事業者選定基準としてお示しします。
139	12	2	(5)	1)	～資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、とあるが、総合評価に係る評価基準(評価項目・得点配分)についてどうお考えか。特に資金計画面についてお聞かせ願いたい。	入札説明書公表時に事業者選定基準としてお示しします。
140	13	2	(7)	1)	応募函書の公表については、市民が各応募者の提案内容を比較できるようことが望ましく、また応募者間の公平性を確保する必要もあると思料します。そのため、応募函書の全部又は一部を公表する場合は、全応募者について公表の度合いを同一とすることが妥当と考えますが、可能でしょうか。	各応募者の技術ノウハウ等に関わる内容を配慮し、応募者の不利益にならない範囲において、公表をするものと想定しています。
141	14	3			事業者側が、建設段階での履行保証保険を付保する必要がありますか。	桑名市契約規則に準ずることとしますが、詳細は入札説明書公表時にご提示します。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
142	14	3			<p>「事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」について、市・事業者間のリスク分担のみならず、事業者サイドのリスク管理体制が極めて重要なポイントであると思料しております。「コーポレートファイナンス」に比べてリスク管理体制を担保する効果を持つ「プロジェクトファイナンス」について、貴市の意向に関して記述がありませんが、基本的な認識をお示ください。</p> <p>また、事業期間中の事業者株式の売却、事業者株式への担保権設定、契約上の地位譲渡、事業者が貴市に対し有するサービス料債権への担保設定の可否につき、お考えをお示ください。</p>	<p>市としては、PFI法の趣旨に沿ったプロジェクトファイナンスの採用を想定しております。</p> <p>また事業期間中の事業者株式の売却、事業者株式への担保権設定、契約上の地位譲渡、事業者が貴市に対し有するサービス料債権への担保設定については、いずれも市の承諾を必要とします。</p>
143	14 22	3	(1)		<p>市がリスク負担することで、損害保険などヘリスクヘッジする事を想定しているものはどのようなリスクでしょうか。</p>	<p>リスク分担表にそって、適宜対応いたします。</p>
144	14	3	(3)		<p>選定事業者の責任の履行に関して、選定事業者に対する出資企業に履行保証が求められることはないでしょうか？</p>	<p>入札説明書公表時にお示します。</p>
145	14	3	(4)	2)	<p>事業者選定の後、設計が市の要求した性能に適合するか否かの確認が行われるとの記述ですが、入札の審査段階では、かような確認が行われずに事業者選定が行われるという意味でしょうか。</p> <p>違うとすれば、審査段階における設計審査の内容は如何なるものなのかお教えいただきたい。</p>	<p>総合評価一般競争入札の原則にたち、施設設計要求書に基づく設計案の落札を行います。落札後に、協議の機会を持つことは想定しておりません。但し、設計条件の明確化、及び設計案の詳細部分についての明確化のための協議は可能と考えます。</p>
146	14	3	(4)	2)	<p>事業者が提案した設計は、コストとの密接な関係にあるため、コストのみが審査基準となり、設計が選定後再確認されるのは矛盾があるように思われます。</p> <p>選定後、市の確認事項の中に、事業者のコスト変更が余儀なくされる場合の措置を明確にお示しいただきたいと思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>総合評価一般競争入札の原則にたち、施設設計要求書に基づく設計案の落札を行います。落札後に、協議の機会を持つことは想定しておりません。但し、設計条件の明確化、及び設計案の詳細部分についての明確化のための協議は可能と考えます。</p> <p>なお、選定後に市の責めにより設計が変更され、選定事業者がコスト変更を余儀なくされる場合には、リスク分担表に沿って市の負担する設計リスク・工事費増大リスクとし、選定後に選定事業者の設計ミスによりコスト変更を余儀なくされる場合には、選定事業者がリスクを負担するものと想定しています。</p>
147	15	3	(4)	2)	<p>工事施工時において、「市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。」とありますが、これらの確認作業は、全てSPCの代表者を通じて連絡が入ると理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>そのように想定しています。</p>
148	15	3	(4)	2)	<p>「契約において定められた水準」とありますが、その水準は入札説明書にて提示されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのように想定しています。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
149	15	3	(4)	3)	モニタリングについては、市側の主観ではなく、客観的に業務水準の評価ができるようにするために、どのような措置をとることを考えておられますか？	モニタリングの考え方については、入札説明書公表時にお示しします。
150	15	3	(4)	5)	「モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、サービスに対する対価の減額等の対象となる。」とされていますが、サービスの対価はそれぞれの業務毎に設定され、この場合に減額の対象となるのは要求水準を満たしていない業務に関わるサービスの対価と考えてよいでしょうか？	サービスの対価の減額方法及びモニタリング結果の反映方法を含めたサービス対価の考え方は、入札説明書公表時に御提示します。
151	15	3	(4)	5)	サービスの対価を減額する場合の減額する金額の算定方法は、どのように設定する予定ですか？ また、その方法の妥当性、根拠について説明してください。	サービスの対価の減額方法及びモニタリング結果の反映方法を含めたサービス対価の考え方は、入札説明書公表時に御提示します。
152	15	3	(4)	5)	サービスの対価の減額の考え方については、入札説明書にて提示されることですが、今件のようなサービス提供型では、運営時のサービスの質の維持に対し十分に事業者選定時に担保される必要があります。ご提示いただいている要求水準(案)は要旨であり、長期にわたる公共サービスの質の低下を来さないために、サービスの内容、質に対する要求水準を具体的に提示して頂く必要があると思います。その上で、対価の減額等のルールを具体的に設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	そのように想定しています。
153	15	3	(4)	5)	事業者が破綻した場合等の清算の方法については、どのように考えておられますか？ 設計、建設に関わるサービスの対価はどうなるのでしょうか？ この場合、本施設の所有権については、どのような扱いを考えておられますか？	選定事業者破綻時等の精算方法やその際のサービス対価の考え方、建物所有権の取扱等は、入札説明書公表時の契約書(案)にて御提示します。
154	15	3	(4)	5)	「契約書で定められた要求水準が維持されないことが判明した場合は、サービスの減額等の対象となる」とありますが、選定事業者が独立採算で行う生活利便サービス施設の取扱いはどうにお考えでしょうか。	独立採算部分の運営については、サービス対価に含まれておりません。当該部分の市によるモニタリングは行いますが、独立採算部門の運営が不適正であること、又は要求水準未達の問題があることは、別段、そのこと自体をもって、サービス対価を減額することはないと想定しております。詳細につきましては、入札説明書公表時に、サービス対価の考え方として御提示します。
155	15 18	3 6	(4)	5)	業者側のサービス水準未達時のペナルティーについて 事業者の業務水準が、契約書に定められた水準に達しない場合、修復勧告・減額を経て契約解除になるものと想定されますが、契約解除の場合市から事業者へ請求される損害賠償金は予定額を示して契約書に盛り込まれるのでしょうか？ また盛り込まれた場合、事業者と市が行う清算のなかに、当該損害賠償額が相殺として処理されることは有るのでしょうか？	選定事業者の責務による事業不履行に際する対応等は、入札説明書公表時の契約書(案)にて御提示します。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
156	16	4 (1)	施設規模等に有る面積を集計すると8250㎡であり一方、建設可能な延べ床面積は12800㎡とかなり(敷地3200㎡で容積率400%) 余裕があるが、民間がこの部分を利用して独自施設を設けることは可能ですか? 可能な場合、事業終了後(30年後)の引渡しはどうかを指示願います。	生活利便サービス施設以外の選定事業者による独自施設の導入は想定しておりません。
157	16 5	4 (1) (1)	施設規模等における各施設の指定面積の上下許容幅はどのくらいあると考えてよろしいでしょうか。	上下各1割以内とします。
158	16	4 (1)	民間事業者の収益部分である「生活利便サービス施設」は、200㎡程度との表記がありますが、容積率400%の範囲内で増床する事は可能でしょうか。	1割程度の増床は可能ですが、それ以上の増床は想定しておりません。
159	16	4 (1)	生活利便サービス施設の面積は200㎡以上とすることは可能でしょうか。	1割程度の増床は可能ですが、それ以上の増床は想定しておりません。
160	16	4 (1)	駐車場施設は特殊車両を除いて、自走式又は機械式どちらで計画しても可能と考えてよろしいでしょうか。	平面駐車場を想定しております。
161	16	4 (1)	駐車場の台数について 実施方針16頁には駐車台数50台程度とあり、別添資料2施設設計要求書(案)11頁の公用車・障害者用5台程度を確保すれば、一般用は45台程度となります。一方、別添資料2施設設計要求書(案)10頁には雨天の傘立てを300名分確保とありますが、最低でも利用者300名に対して駐車台数50台は少なすぎると思われます。 桑名市の場合、日常生活の交通手段は「マイカー」に大部分が依存していると考えられますが、本計画の敷地以外に駐車場を確保する予定なのかお答えください。それとも事業計画側で必要な駐車台数を算定し直す必要があるのか、お答えください。	近隣公共施設の駐車場の共有利用を可能としています。なお、事業計画地は桑名駅(近鉄、JR)より徒歩5分程度の距離に位置するため、基本的に車による利用を前提としておらず、ゆえに、事業計画地内における平面式駐車場で50台程度の駐車台数を想定するものです。
162	16	4 (2)	「幅員約3.5m(東面道路名:市道中央東1号線)」とありますが、この道路は建築基準法第42条2項に該当する道路とみなしてよろしいでしょうか。その場合「約3,200㎡」と書かれている敷地面積は、前述の条項によって敷地面積から除外される部分が除かれた後の面積として考えてよろしいのでしょうか。	「幅員約3.5m(東面道路名:市道中央東1号線)」を「幅員約4.02m(東面道路名:市道中央東1号線)」と訂正いたします。ゆえに、本道路は、一般道路とみなします。但し、実施方針の別添資料2 施設設計要求書(案)p.9 4)イで要求する敷地内への歩道の設置を行っていただくものとします。
163	16	4 (2)	東面道路(市道中央東1号線)は拡幅する必要があるでしょうか。その場合、拡幅範囲をご教示ください。また、拡幅工事はPF事業の範囲に含まれるのでしょうか。	「幅員約3.5m(東面道路名:市道中央東1号線)」を「幅員約4.02m(東面道路名:市道中央東1号線)」と訂正いたします。ゆえに、拡幅工事を行う必要はありません。但し、実施方針の別添資料2 施設設計要求書(案)p.9 4)イで要求する敷地内への歩道の設置を行っていただくものとします。
164	16	4 (2)	用途地域、建ぺい率、容積率は、事業開始までに変更予定とありますが、おおよそ何年何月頃を予定しているのでしょうか。また、商業地域変更エリアは、本敷地周囲のどの範囲になる予定でしょうか。	今年度中に変更を行う予定であります。変更後の商業地域の範囲については入札説明書公表時にご提示する予定をしております。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
165	16	4 (2)	当該敷地の用途地域について「工業地域(事業開始までに商業地域に変更予定)」とありますが、敷地の周辺については同様に変更されますでしょうか。特に敷地北側について用途地域、日影規制等は同様に変更されますでしょうか。	周辺敷地に際しても商業地域への変更を予定しています。また、現用途地域で日影規制の及ぶ範囲についても商業地域への変更を予定しているため、変更後は日影規制はかからないものとなります。 なお、変更後の商業地域の範囲については入札説明書公表時にご提示する予定をしております。
166	16	4 (2)	用途地域変更等の都市計画変更に伴う、本計画地の隣接地の日影規制変更の予定がありましたら、ご提示ください。	現用途地域で日影規制の及ぶ範囲についても商業地域への変更を予定しているため、変更後は日影規制はかからないものとなります。 なお、変更後の商業地域の範囲については入札説明書公表時にご提示する予定をしております。
167	16	4 (2)	日影規制は発生しないものとして考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の規制はありません。
168	16	4 (2)	ア)建ぺい率 イ)容積率については事業開始までに変更予定となっておりますが、各種許認可に間に合う時期に変更が行われると考えてよろしいのでしょうか。	今年度中に変更する予定です。
169	16	4 (2)	用途地域、容積率、建蔽率は変更されるとのことですが、その手続の進捗状況、具体的なスケジュールをお示しください。	事業開始までに変更する予定です。
170	16	4 (2)	事業開始までに用途地域、容積率、建蔽率を変更するとありますが、いつ頃変更される予定でしょうか。 万一、建築確認申請までに間に合わなかった場合、どのように対処すべきでしょうか。ご教示下さい。	事業開始までに変更する予定です。 万一、建築確認申請までに変更が間に合わない場合には、市のリスクとして対応することを想定しています。
171	16	4 (2)	施設の設計にあたっては、本敷地は、商業地域、建ぺい率80%、容積率400%にて計画してよろしいでしょうか。 また、壁面後退等の特別な規制はありますでしょうか。	ご質問のとおり、用途地域変更後の規制にて計画ください。なお、本敷地は、用途地域変更に伴い準防火地域に編入されます。また、設計時における施設床面積は施設設計要求書の範囲としてください。 その他の特別な規制はありません。
172	16	4 (2)	建ぺい率、容積率の双方に「事業開始までに変更」という記述がありますが、変更に伴う都市計画審議会の時期は、いつを予定しているのですか。 入札にあたって、提案する内容は全て変更後の建ぺい率と容積率を前提に計画してよいと考えて宜しいのですか。	平成13年度中を予定しています。 変更後の法定建ぺい率及び法定容積率を計画の前提としますが、施設床面積は施設設計要求書の範囲としてください。
173	17	4 (3)	土地は市所有の普通財産を選定事業者は無償で貸与と規定されていますが、独立採算で行う「生活利便サービス施設」に該当する土地(敷地権持分)についても無償で貸与されると理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
174	17	4 (3)	<p>「土地は普通財産とし、選定事業者に無償貸与する。借地形態は使用貸借権を認め、地上権の設定は予定していない。」とのことですが、施設(上物)の選定事業者の名義に所有権保存登記を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、施設建設費用を借入れた金融機関のための抵当権を設定することも可能でしょうか。</p>	<p>建物の所有権保存登記は可能と考えます。</p> <p>また、事業期間中に限り建物に抵当権を設定することは可能ですが、設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。</p>
175	17	4 (3)	<p>「地上権の設定は予定していない」との説明がありますが、つまりは、事業期間中は、民間が所有する建物の登記が、民間所有の登記ができないことを意味していますか？</p> <p>つまり、土地・建物の担保設定は可能ですか？</p>	<p>土地は使用貸借権の設定のみを予定しているため、土地に関して選定事業者による担保権の設定は予定していません。</p> <p>建物の所有権保存登記は可能と考えます。</p> <p>また、事業期間中に限り建物への担保権を設定することは可能ですが、設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。</p>
176	17	4 (3)	<p>建物本体への担保設定は可能か。</p> <p>また可能な場合、条件付(事業期間に限定等)となるか。</p>	<p>事業期間中に限り建物への担保権を設定することは可能ですが、設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。</p>
177	17	4 (3)	<p>～事業期間にわたる使用貸借権を認める～とあるが、この場合に賃借権の登記は可能か。</p> <p>また(仮に建物や一部設備等を工場財団として組成し、賃借権を財団に組入た上)担保として本件における金融機関に供することを認めるか。</p>	<p>使用権限は「使用貸借権」ですが、使用貸借権は登記できません。</p> <p>本施設は工場抵当法の適用のある「工場」ではないと考えます。また、そもそも使用貸借権は、工場財団を構成する権利として認められないものと考えます。</p>
178	17	4 (3)	<p>土地は使用貸借ということですが、建物についての担保の設定は市の承諾があれば可能と思われます。どのように考えておられますか。</p>	<p>事業期間中に限り建物への担保権を設定することは可能ですが、設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。</p>
179	17	4 (3)	<p>土地は市の普通財産であり、事業期間にわたって使用貸借が認められるとありますが、その土地に建つ建物について、抵当権等の私権を設定してもよろしいですか。</p>	<p>事業期間中に限り建物に抵当権を設定することは可能ですが、設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。</p>
180	17	4 (3)	<p>土地に関しては、市所有の普通財産で、事業期間内は市が事業者に対し無償で貸与し、その借地形態は使用貸借権を認め、地上権の設定はしないとありますが、資金調達の中で、地上権設定を行ないその地上権に担保設定することを金融機関より求められた際、市として対応できますか。ご検討下さい。</p>	<p>地上権の設定は考えておりません。</p>

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
181	18	6	融資機関と市との協議は、選定事業者と市との本契約締結後速やかに行われ、選定事業者のデフォルト時点の措置について融資機関と市との間で合意書等を締結する心積もりがあるとの理解でよろしいでしょうか。	そのように想定しております。
182	18	6	万一、市が破綻した場合、あるいは予算がつかない会計年度が生じた場合に、長期債務負担行為として市議会の承諾を取得済みのサービスの対価の支払債務がどのように処理されるかご教示下さい。	市が財政再建団体(=地方財政再建促進特別措置法に基く準用団体)に転落した場合であっても、既に議会の議決を経た予算についてはなおその効力を有し、既決予算に基き既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び総務大臣の承認を受けることとなります。従って、既決予算を踏まえた財政再建計画に基き、既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはないものです。
183	18	6	事業継続困難となった場合は、具体的にどのような場合を想定されていますか。生活利便サービス施設の独立採算部分の破綻も含まれるのでしょうか。	選定事業者の破産や事業放棄、選定事業者が業務要求水準書に定められた業務を行わないときなどを想定していますが、詳細については入札説明書公表時にお示しします。 また生活利便サービス施設の破綻は含まれないと想定しております。
184	18	6	「一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関(融資団)と市で協議を行う」とありますが、市は選定事業者との契約とは別に、融資機関と直接協定を締結する用意があるということでしょうか。	そのように想定しています。
185	18	6	「融資機関(融資団)と市との協議」とは、いわゆるプロジェクトファイナンスでの「金融機関との直接協定(ダイレクト・アグリメント(DA))という理解でよろしいですか？ 貴市と「融資機関」との直接契約(DA)の締結を前提として、一般競争入札方式であることを考慮すると「入札説明書等」にてDAの締結は勿論、DAにかかる以下のような詳細な規定を明らかにして頂きたいと考えますが、可能でしょうか。 ・事業期間中の事業者株式の売却 ・事業者株式への担保権設定・契約上の地位譲渡 ・事業者が貴市に対し有するサービス料債権への担保設定の可否	融資機関(融資団)と市の協議については、ご質問のとおりです。 また、事業者株式の売却、事業者株式への担保権設定・契約上の地位譲渡、サービス対価への担保設定に際しては、市の承諾を要することを想定しており、かかる担保権等の設定により市が不利にならない合理的な条件で承諾することができることとします。
186	18	7 (2)	国庫及び県の補助金について現状想定される補助金種類及び対象となる公共施設を教えてください。	勤労青少年ホームは勤労者家庭支援施設等整備費補助金、保健センターは保健衛生施設等施設整備費国庫負担(補助)金又は市町村保健センター施設整備費補助金が考えられますが、その適用は不確定です。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
187	18	7 (2)	現在考えている補助金の制度、交付期間について教えて下さい。	勤労青少年ホームは勤労者家庭支援施設等整備費補助金、保健センターは保健衛生施設等施設整備費国庫負担(補助)金又は市町村保健センター施設整備費補助金が考えられますが、その適用は不確定です。
188	18	7 (2)	「補助金の支給が実施される場合」とあるが、補助金の種類、補助割合、補助金額等について現時点では予定となると思うが、わかっている範囲で公表して頂きたい。	勤労青少年ホームは勤労者家庭支援施設等整備費補助金、保健センターは保健衛生施設等施設整備費国庫負担(補助)金又は市町村保健センター施設整備費補助金が考えられますが、その適用は不確定です。
189	18	7 (2)	国等の無利子融資制度等に関する金融上の支援については、適用される支援について市からお示しいただくことは可能ですか。	ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が考えられると想定しております。詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。
190	18	7 (2)	補助金の支給と無利子融資は、提案の段階では確定しえないと考えられますので、前提条件としては無視してよろしいでしょうか。	提案時の取り扱いについては、入札説明書公表時に御提示します。
191	18	7 (2)	補助金を実施される場合には、施設・設備整備費用の一部に充当されることが求められていますが、まず補助金を得る為に事業者側に発生した費用に充当されると考えてよろしいでしょうか？	補助金が支給された場合、市が事業者に支払う代金の一部に充当することを想定していますので、事業者の補助金支給手続きにかかる付随費用には充当されないと想定しております。
192	18	7 (2)	補助金が支給された場合、市がSPCに支払う代金は支給額に応じて減額されるのか。	補助金が支給された場合、市が事業者に支払う代金の一部に充当することを想定しています。
193	18	7 (2)	補助金が支給された場合の会計上の取り扱いについてどう考えるべきですか。サービス対価の前払い(前渡金)として処理してもよいでしょうか。それとも収入として法人税が発生するのでしょうか。もし法人税流出が不可避であれば、その分は補助金はなかったこととしてサービス料でカバーしていただけるのでしょうか。	補助金が支給された場合、市が事業者に支払う代金の一部に充当することを想定していますので、選定事業者には法人税の発生等、会計上の問題は発生しないものと想定しております。
194	18	7 (2)	「PF」法に基づき施設整備に対する国庫及び県の補助金の支給が実施される場合は、事業者が負担する施設整備費の一部に充当する」とあるが、補助金の支給が明らかになる時期はいつか。 また、補助金の決定時期によってはサービス料の額を変更するのか。	補助金の適用は不確定であるため、補助金の支給が確定する時期については、現在のところ未定です。 また補助金が支給された場合、市が事業者に支払う代金の一部に充当することを想定していますので、サービス料の減額等の措置は想定しておりません。

<実施方針>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
195	18	7 (2)	<p>PFI法第16条に基づき施設・設備の整備に対する国庫及び補助金において、現時点で、想定されているものをお示し下さい。</p> <p>また、国等において講じられている無利子融資制度等の金融上の支援についても、現時点で、想定されているものをお示し下さい。</p>	<p>勤労青少年ホームは勤労者家庭支援施設等整備費補助金、保健センターは保健衛生施設等施設整備費国庫負担(補助)金又は市町村保健センター施設整備費補助金が考えられますが、その適用は不確定です。</p> <p>また金融上の支援について現在想定されるものとしては、ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が挙げられますが、詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。</p>
196	18	7 (2)	<p>「国等において講じられている無利子融資制度等」とは、どのようなものを想定しているか明示して頂きたい。</p> <p>又、無利子融資によってコーポレートに債務保証を求められることも考えられるが、その場合は利用しなくてもよいでしょうか？</p>	<p>金融上の支援について現在想定されるものとしては、ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が挙げられますが、詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>また、利用の是非は事業者の判断にお任せします。</p>
197	18	7 (2)	<p>「無利子融資制度が適用される場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当すべく、市と協議する。」とありますが、一部とは、どういうことでしょうか。</p> <p>また制度が適用されるかどうかは、事業契約締結後ですから、これは契約上の協議事項でなく、事業契約に盛り込まれるべき事項と考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>無利子融資の利用により、資金調達コストが低下することから、その低下分をサービス対価の一部として充当すべく、市との協議事項として想定しております。</p> <p>また、無利子融資制度の適用につき、契約に盛り込むか否かについては、ご意見として承り、検討したいと考えております。</p> <p>詳しくは入札説明書公表時にお示しします。</p>
198	18	7 (2)	<p>無利子融資等を得るために提案書に示した事業スキーム等の大幅な変更が必要となり、条件等の変更の調整がつかなかった場合には、最終的に無利子融資等の支援がうけられなくなる可能性もあると考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>無利子融資等が適用されない場合はやむを得ないと考えますが、できる限り適用されるよう事業者の努力を期待します。</p>
199	18	7 (2)	<p>無利子融資制度が適用される場合には、市が事業者を支払う代金の一部に充当することが求められていますが、まず無利子融資を得るために事業者側に発生した費用(担保の提供等にかかる費用を含む)に充当され、事業者もメリットを一部享受できることが前提と考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>無利子融資を得るために市・事業者双方に発生した費用を勘案し、両者にメリットがある場合に融資を受けると想定しております。</p>
200	18	7 (2)	<p>現在考えている無利子融資等の制度、融資機関について教えて下さい。</p>	<p>金融上の支援について現在想定されるものとしては、ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が挙げられますが、詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>また、利用の是非は事業者の判断にお任せします。</p>

<実施方針>

No. 頁 No. 項目				質問事項	回答
201	18	7	(2)	<p>無利子融資等のいわゆる制度融資について、現状想定される種類を教えてください。</p> <p>具体的には、日本政策投資銀行の低利融資及び、(財)地域総合整備財団の「ふるさと融資」に関して利用を検討しているか。</p>	<p>金融上の支援について現在想定されるものとしては、ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が挙げられますが、詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>また、利用の是非は事業者の判断にお任せします。</p>
202	18	7	(2)	<p>「国等において講じられる無利子融資制度等」とありますが、本事業に適用される可能性のある無利子融資制度がありましたら、具体的にお聞かせください。</p>	<p>金融上の支援について現在想定されるものとしては、ふるさと財団によるふるさと融資(無利子融資)や日本政策投資銀行による低利融資が挙げられますが、詳しくは当該財団・金融機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>また、利用の是非は事業者の判断にお任せします。</p>

< 添付資料1 リスク分担表(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
203	22		用途地域、容積率、建蔽率変更に関し、万一、着工までに変更が為されなかった場合のリスク(その時までに要した費用、損害賠償、事業スケジュールの遅延、金利負担の増加等)に対する負担はどのようにお考えでしょうか。	用途地域、建ぺい率、容積率の変更が着工までになされなかったことにより選定事業者にかかる費用については、市が負担すると想定しています。 また事業者の市に対する損害賠償請求は妨げないこととします。
204	22	2	契約リスク 市と選定事業者の両方がついておりますが、その内訳は入札説明書で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。 「選定事業者と契約が結べないリスク」との記載がありますが、契約文案について交渉の余地があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、交渉の結果合意に達しない場合は、選定事業者は何らかの費用負担を行うべき義務があるとお考えでしょうか。	契約リスクの内訳としては、当事者の一方の責めにより契約手続きに時間がかかり、そのために想定外の費用が生じた場合などには当該当事者がリスクを負担するものとし、一方、契約の当事者双方の原因による場合には、協議によりそれぞれの分担を定めるものとします。 契約文案については、入札説明書公表時に市から発表する契約書(案)の内容で契約締結を行うことを予定しており、選定事業者との交渉による内容の変更は考えておりません。(ただし、仮契約までの間に、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能とする。)
205	22	2	契約リスク 「契約リスク」の分担が市、事業者双方になっていますが、どのようなリスク分担を考えられておられますか。	契約リスクの内訳としては、当事者の一方の責めにより契約手続きに時間がかかり、そのために想定外の費用が生じた場合などには当該当事者がリスクを負担するものとし、一方、契約の当事者双方の原因による場合には、協議によりそれぞれの分担を定めるものとします。
206	22	3	政治・行政リスク PFIの契約議決が得られない場合のリスクは市が負担するとありますが、応募者グループに対する損害賠償等まで踏み込んだものと理解してよろしいでしょうか。	市は、事業者の市に対する損害賠償請求は妨げないこととします。
207	22	4	法制度リスク PFI事業に変更を及ぼす法制度・許認可の新設・変更は、選定事業者の負担とされていますが、例えば図書館の運営に際して司書以外に何らかの資格者が必要となった場合、その人件費は選定事業者が負担すべきとなると、選定事業者は破綻しかねないこととなりますが、費用の増加についても市は事業契約を変更する意思はないとの理解でよろしいでしょうか。	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ典型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ典型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
208	22	4	法制度リスク 「PFI事業に変更を及ぼすもの」に関する法制度リスクの負担者が事業者となっていますが、これは市であるべきではないでしょうか？	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ典型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ典型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。

< 添付資料1 リスク分担表(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
209	22	4	法制度リスク PFI事業にかかる法制度の変更リスクはすべて事業者が負うとありますが、法制度の変更等によって事業継続が困難となった場合もすべて事業者がリスクを負担しなければならないということでしょうか？	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
210	22	4	法制度リスク PFI事業に変更を及ぼす法制度リスクが事業者側負担になっていますが、市の負担するリスクとするべきではないでしょうか。	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
211	22	4	法制度リスク PFI事業に変更を及ぼす法制度の新設・変更に関するリスクは事業者負担とされていますが、事業の継続性に多大な影響を与える本リスクについては、本事業の企画・立案者である市がリスクを負担すべきであると思料いたしますが、いかがでしょうか。	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。
212	22	4 5	法制度リスク 民間側に全リスクがくるように思えます。No.4、No.5のリスク内容の具体的な事例を引いて説明願いたい。	法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
213	22	4 5	<p>法制度リスク</p> <p>PFI事業に変更を及ぼす法制度・許認可の新設・変更が事業者リスクとなっており、変更を及ぼさないものが市のリスクとなっておりますが、一般的に法制度・許認可の新設・変更は事業者がコントロールできるリスクではないにもかかわらず、さらにPFI事業に限って影響を及ぼすものを事業者リスクとした御趣旨をお教え下さい。</p>	<p>法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両者でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。</p> <p>なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>
214	22	4 5	<p>法制度リスク</p> <p>リスク分担表(案)No4、5の法制度リスクについて市のお考えをお示しください。</p> <p>とくに、PFI事業に変更を及ぼすものが事業者の負担すべきリスクとなっている点についてお願い致します。</p>	<p>法制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両者でリスクを分担するという考え方に立っており、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度の変更・新設によるリスクは市負担と想定しています。例えば、本件PFI事業にのみ類型的に直接影響を与える法制度として、図書館法を想定しております。</p> <p>なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)法制度リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>
215	22	6 7	<p>許認可リスク</p> <p>建築物の許認可は計画通知となるのでしょうか。あるいは民間事業として確認申請となるのでしょうか。また、確認以外に建築上必要な許認可はあるのでしょうか。</p>	<p>通常の建築確認申請が必要となりますので、選定事業者において申請を行ってください。本施設は三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の届出を要します。また開発行為に該当する土地形状の変更(大きな切り盛り(500㎡以上)等)をした場合も、選定事業者に申請していただきます。</p>
216	22	8	<p>税制度リスク</p> <p>8法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)に該当する具体的な税目を明示してください。</p> <p>また、9法人税の変更に関するもの(上記以外のもの)は、8で明示されたもの以外と理解してよろしいですか。</p>	<p>No.8「法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)」に該当する税目は、法人税(国税)、法人事業税、法人住民税を想定しております。</p> <p>No.9「法人税の変更に関するもの(上記以外)」は、法人税(国税)、法人事業税、法人住民税以外のもの(外形標準課税など)を想定しております。</p> <p>なお、確定したリスク分担については、入札説明書公表時にお示しします。</p>
217	22	8	<p>税制度リスク</p> <p>法人税の変更(法人の利益に係るもの)は選定事業者の負担とされていますが、法人税に外形標準課税が導入された場合でも、選定事業者の負担であり、選定事業者が破綻しようと、市は事業費の変更はしないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>外形標準課税については、課税類型として「利益に係るもの」ではない場合には、市がリスクを負担することを検討しております。</p> <p>なお、確定したリスク分担については、入札説明書公表時にお示しします。</p>

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
218	22	8 9	税制度リスク 法人税の変更に関するもので、(法人の利益に係るもの)と(上記以外のもの)の差違がわかりません。具体的にお教えてください。	No.8「法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)」に該当する税目は、法人税(国税)、法人事業税、法人住民税を想定しております。 No.9「法人税の変更に関するもの(上記以外)」は、法人税(国税)、法人事業税、法人住民税以外のもの(外形標準課税など)を想定しております。 なお、確定したリスク分担については、入札説明書公表時にお示しします。
219	22	11	税制度リスク 「土地・建築物所有に係る新税」とは、固定資産税に関わる税法、条例等の変更、改正等を含みますか？ また、「土地・建築物所有にかかる新税」だけでなく、事業者のコントロールできない税金等(法人の利益にかかる法人税等を除く)の負担が増大した場合には、市が負担することが合理的であると考えますが、いかがでしょうか？	「土地・建築物所有に係る新税」とは、不動産所有に係る新税の創設等を想定しており、固定資産税に関わる税法、条例等の変更、改正等は含んでおりません。 また、市からお支払いするサービスの対価には税制リスクの不確定部分は含まれておらず、税率の変更等に基づくサービスの対価の改定は予定しておりません。税制度リスクにつきましては、市・選定事業者の両方でリスクを分担するという考え方に立っています。新たな税制度の創設(法人税の外形標準課税や不動産所有に係る新税の創設等)につきましては、単なる税率の変更や民間の利益に課税される税等とは異なるため、課税類型として「利益に係るもの」ではない場合には、市がリスクを負担することを検討しております。 なお、確定したリスク分担につきましては、入札説明書公表時にお示しします。
220	22	11	税制度リスク 土地・建物所有に係る新税は市の負担となっていますが、維持管理業務に係る新税についても市の負担とならないのでしょうか。(例えば、産業廃棄物の処理に係る新税等)	基本的に新税に関するリスクは、市が負担すると考えておりますが、確定したリスク分担につきましては、入札説明書公表時にお示しします。 また、保健センターで発生する医療廃棄物は市の責において処理することを想定しています。
221	22	12 13	住民対応リスク 計画地周辺には、民家などがありますが、今回の施設整備計画について、事前の説明をされ、了解を得ているのでしょうか。	現時点では事前説明は実施していませんが、広報及び市HPにて整備計画を市民に公開しています。周辺住民の個別説明は入札説明書公表前までに行うことを予定しています。
222	22	14	環境問題リスク リスク分担表の中の環境問題リスク(No.14)において有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ等・・・事業者負担となっている。 工場に使われていた敷地を平成9年に買収されたと別添資料1のp.2に書かれていますが、土壌汚染等の調査確認は行われているのでしょうか。 土壌汚染がなければ発生土によるリスクは事業者であると考えますが、もしあるとすればリスクは市側となると理解をして宜しいでしょうか。	市において土壌汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより発現した土地固有の土壌汚染によるリスクは原則市が負担すると想定しています。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
223	22	14	環境問題リスク 有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ等のリスクは事業者リスクとなっておりますが、当計画地は鋳物工場跡地ということもあり、地質調査等を実施した際に有害物質等が検出される可能性が考えられます。 上記の場合、市のリスクと考慮してよろしいのでしょうか？	市において土壌汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより発現した土地固有の土壌汚染によるリスクは原則市が負担すると想定しています。
224	22	14	環境問題リスク 事業開始後、工事に伴う水枯れ、有害物質の排出、漏洩など事業者の行う業務に起因する環境問題リスクは、事業者の負担とすることと解釈してよろしいですか。	そのように想定しています。
225	22	15 16	第三者賠償リスク 第三者賠償リスクは、市の運營業務に関するものは市、選定事業者の運營業務に起因する事故等は事業者負担となっておりますが、計画段階、建設段階、維持管理・運営段階でのそれぞれの負担者はどのように想定していますか。	計画段階、建設段階、維持管理・運営段階の全てにおいて、第三者賠償リスクは、市の運營業務に関するものは市、それ以外のは選定事業者と想定しています。
226	22	17 18	債務不履行リスク 金銭的な担保条件は設定されるのでしょうか。	市が財政再建団体(=地方財政再建促進特別措置法に基く準用団体)に転落した場合であっても、既に議会の議決を経た予算についてはなおその効力を有し、既決予算に基づき既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び総務大臣の承認を受けることとなります。従って、既決予算を踏まえた財政再建計画に基き、既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはないもので、市の支払い不能は想定しておりません。
227	22	19	不可抗力リスク 事業者が になっていますが、従分担の範囲を明示してください。	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
228	22	19	不可抗力リスク 民間がリスクを“ ”従負担とあるが、不可抗力の場合もいくらかの割合で民間の負担があるのか、またあるとすれば割合の程度はどのくらいか。	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
229	22	19	不可抗力リスク 事業者が (従分担)となっておりますが、そのような場合にどの程度を事業者が負担するものと想定されていますか？	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、市が主にリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書の公表時にお示しします。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
230	22	19	不可抗力リスク 事業者側が従分担保を負う理由を説明頂きたい。具体的にどのようなケースを想定しているか。	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
231	22	19	不可抗力リスク 事業者は従負担となっておりますが、従負担にはどのようなリスク負担が含まれているのでしょうか？	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
232	22	19	不可抗力リスク 戦争・風水害・地震リスクの分担保が、市と事業者の双方となっておりますが、具体的にはどのような分担保を想定していますか。	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
233	22	19	不可抗力リスク 不可抗力リスクに関し、事業者側に が付されていますが、どのような場合にどれだけの負担をお考えなのでしょうか。	風水害、地震等の自然災害、戦争、科学汚染、生物学的汚染等により契約が実行できなくなった場合、原則市がリスクを負担しますが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えておりません。両者の具体的な責任の範囲は入札説明書公表時にお示しします。
234	22	22	造成リスク 造成にかかわるリスクは官側であれば、造成にかかわる申請ということで開発申請等の手続きについて、官側で完了していると理解してよいのか？	開発行為に該当する土地形状の変更(大きな切り盛り(500㎡以上)等)をした場合は、選定事業者に申請していただきます。
235	22	22	造成リスク 造成に関するリスクは市の負担とありますが、地下埋設物の撤去は市の負担と考えてよろしいでしょうか。 また、もし事業者の負担であれば、埋設物(あるいは従前建物の図面)を頂けないでしょうか。	市において土壌汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。また、市において土壌汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無に関する事項については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれらに関する市の判断を公表致します。 そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壌汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。 なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)造成リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。

< 添付資料1 リスク分担表(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
236	22	22	<p>造成リスク 敷地は工場跡地とのことですが、土壤汚染が発見された場合に関するリスクは市と考えるべきでしょうか。</p>	<p>市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。また、市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無に関する事項については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれらに関する市の判断を公表致します。</p> <p>そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壤汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。</p> <p>なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)造成リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>
237	22	22	<p>表中には土地の瑕疵についての記載がありませんが、以下のリスクの負担者は市であると考えてよろしいですか。 以前の施設等に起因する土壤汚染リスク 地中障害リスク 埋蔵文化財リスク</p>	<p>市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。また、市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無に関する事項については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれらに関する市の判断を公表致します。</p> <p>そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壤汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。</p> <p>なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)造成リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p> <p>また、事業計画地は埋蔵文化財区域外ですが、埋蔵文化財の発見によるリスクにおいても、市が負担すると想定しています。</p>
238	22	25	<p>用地リスク 用地の確保だけでなく土地に帰属するリスク(汚染、地中障害物等)は全て市側にあると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。また、市において土壤汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無に関する事項については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれらに関する市の判断を公表致します。</p> <p>そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壤汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。</p> <p>なお、実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)造成リスク に関しては、実施方針修正箇所正誤表(平成13年7月23日修正)としてご提示しています。</p>

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
239	22	26	設計リスク 事業者の選定・契約後において、桑名市や図書館協議会等の要望・意見等に起因する設計変更により建設コストが増大する場合、そのリスクは公共負担と考えてよろしいのでしょうか？	そのように想定しています。
240	22	27	工事遅延リスク 工事遅延リスクは事業者負担となっていますが、工事遅延の原因が市側にある時(たとえば、住民への事前説明不足のための反対運動等)等は、市の責任負担と考えてよろしいのでしょうか。	そのように想定しています。 また、現時点では事前説明は実施していませんが、広報及び市HPにて整備計画を市民に公開しています。周辺住民の個別説明は入札説明書の公表前までに行うことを予定しています。
241	22	29	工事費増大リスク 本事業は事業者側にて基本プランを作成し入札いたしますが、落札後の実施設計時や建設段階において、市の指示による追加・変更が発生した場合、その追加・変更工事費については別途予算措置を行い、事業開始年度で精算されるものと考えてよろしいですか？	入札説明書等公表時にお示しします。
242	22	34	金利リスク 建設期間中の金利変動リスクは、事業者の負担としていますが、提案書提出後、事業締結までの間に大幅な金利変動があった場合のリスクは、どちらが負担することを考えておられますか？ また、運営期間に入る前に金利の見直しを想定されていますか？	建設期間中の金利変動リスクは、選定事業者の負担を想定しています。また事業期間開始前及び事業期間中に渡る金利の見直しについての詳細は、入札説明書公表時にお示しします。
243	23	35	支払遅延・不能リスク 市の支払不能リスクとはSPCの回収不能リスクと解されますが、これを市が負担するとはどのようなケースを想定されているのでしょうか？	入札説明書公表時にお示しします。 なお市が財政再建団体(=地方財政再建促進特別措置法に基く準用団体)に転落した場合であっても、既に議会の議決を経た予算についてはなおその効力を有し、既決予算に基づき既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び総務大臣の承認を受けることとなります。従って、既決予算を踏まえた財政再建計画に基き、既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはないもので、市の支払い不能は想定しておりません。
244	23	35	支払遅延・不能リスク 支払遅延・不能リスクにおいて、市の責めにより、事業者への支払遅延・不能となった場合は、市が負担するものと解釈してよろしいでしょうか。	そのように想定しています。
245	23	36	利用者対応リスク 対処可能かどうかの判断はどうするか？	利用者間のトラブルについては、その場で判断をすることとなりますが、図書館の窓口(民間事業者の運営するところ)または警備担当者レベルが対処しきれないと判断した場合、または施設の運営等に苦情を持つ利用者が民間事業者運営の窓口レベルの対処で納得しない場合等を想定しています。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
246	23	38	物価リスク 事業者が本事業のために調達する備品等は、事業者が更新することを前提とすれば、30年間という長い事業期間において複数回の更新が必要となります。維持管理・運営段階の物価(インフレ・デフレ)に関するリスクの負担者が市になっておりますので、事業契約締結の時期からそれぞれの備品等の更新時期までのインフレ・デフレに関するリスクをご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
247	23	38 39	物価リスク、金利リスクの分担は意見招請後ということですが、具体的にいつ頃決定されるのですか。 30年という長期になるため期間中の金利の見直しは検討されているのでしょうか。	事業期間中の物価リスクは市が負担すると考えております。 事業期間中の金利については、見直しを検討しておりますが、金利リスクの分担方法の詳細は、意見招請のうえ入札説明書公表時にお示しします。
248	23	42	施設瑕疵リスク 維持管理・運営段階における施設瑕疵リスクについては、事業負担者となっておりますが、期間は何年を想定されていますか。	維持管理・運営期間中は、建物所有者であるSPCが瑕疵リスクを負担します。
249	23	43 44	維持管理コストリスク 維持管理コストリスクについては、「市に責めがある場合」と「それ以外」に分けてリスク分担の設定がされていますが、利用者による備品等の破損、機器の故障にかかる費用の負担は官民いずれとなりますか。	第三者による備品等の破損、機器の故障にかかる費用の負担は、図書館・生活利便サービス施設以外の施設においては、原則として市の負担を想定しています。 図書館においては、選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされたものについては選定事業者の負担、それ以外については市の負担を想定しております。 また生活利便サービス施設においては選定事業者の負担と想定しております。
250	23	45	施設損傷リスク 劣化によるものは、事業者が負担するリスクとなっておりますが、いかなる事由でも全て事業者が負担するものと解釈してよろしいでしょうか。	施設の劣化とは、通常の使用をしているにも関わらず施設の品質が低下する場合を想定しており、この場合は選定事業者の負担を想定しています。
251	23	45	施設損傷リスク 施設損傷リスクの「事故・火災等によるもの」は、すべて選定事業者のリスク負担となっておりますが、市職員の責による事故・火災等は、市の責任負担とならないのでしょうか。	市の責めによる事故・火災等による施設損傷リスクは市の負担と想定しております。
252	23	45 46	施設損傷リスク 維持管理・運営段階における施設損傷リスクについては事業者負担となっておりますが、市で運営を行う部分(保健センター・勤労少年ホーム・多目的ホール)についても事業者側が分担するという想定ですか。	施設の劣化とは、通常の使用をしているにも関わらず施設の品質が低下する場合(市の職員や利用者による備品の故障等を除く)を想定しており、市で運営を行う部分についても、劣化による施設損傷リスクは選定事業者の負担となります。 また市のみ運営部分(保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホール)における事故・火災等による施設損傷リスクについては、市の負担と想定しております。
253	23	46	施設損傷リスク 選定事業者に所有権のない備品等が公共の責めによる原因で発生した施設損傷(例えば火災による損害)等についても、リスク負担は全て事業者側と考えるのでしょうか。	市の責めによる事故・火災等による施設損傷リスクは市の負担と想定しております。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
254	23	46	施設損傷リスク 事故の原因が第三者にある場合には、民間事業者が請求等の業務を行うのか？	選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは選定事業者の負担ですが、それ以外の第三者による施設損傷リスクは原則として市の負担と想定しております。
255	23	46	施設損傷リスク 維持管理リスク - 施設損傷リスクで、事故・火災等によるものが事業者リスクとなっておりますが、市の運営によるところの施設利用者起因する事故・火災等も事業者リスクに含まれるのでしょうか。	市のみの運営部分(保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホール)における事故・火災等による施設損傷リスクについては、市の負担と想定しております。
256	23 54	46 附1	施設損傷リスク リスク分担表(案)において、施設損傷リスクのうち事故・火災等によるもののリスク負担は事業者側となっておりますが、事業者側でリスクを100%負担するならば、業務分担表(案)において、生活利便サービス施設を除く各施設の庶務業務のうち、マスターキー管理は市側で実施することとなっておりますが、事業者側でもマスターキーの管理を出来るよう変更すべきではと思われませんか？	ご意見を参考とさせていただき、入札説明書の公表時に反映させていただきます。
257	23	52	利用者増減リスク 図書館の基本構想で設定している図書館利用に関する目標数値(登録者数、貸出冊数、登録率、蔵書回転率等)を開示して頂けないでしょうか。	回答集付属資料A-5(別表)他各種統計等をご参照ください。
258	23	55	技術革新リスク コンピューターシステムやAV機器における技術の陳腐化に起因するリスクに関し、事業者に対する意見招請が述べられていますが、システム・AV機器の整備業務は市の業務として、一方パソコン・OPAC用パソコンについてのみ事業者の業務として、その技術革新リスクを意見として問うという意味でしょうか。	パソコン・OPAC用パソコン・システム・AV機器の整備業務は選定事業者の業務です。回答集付属資料B-7をご参照のうえ、技術革新リスク等についてはご意見を招請いたします。
259	23	56	備品リスク 未返却図書の督促は業務範囲に含まれますが、徹底した督促を行っても図書が返却されなかった場合、または貸出した図書が、借りた人の住所移転等により回収不能になった場合はそのリスクは市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 また、督促に関しましては、回答集付属資料B-4をご参照ください。
260	23	56	備品リスク 図書やAV機器の盗難・紛失・破損リスクは市が主担当と規定されていますが、図書やAV機器の所有権が選定事業者にある場合でも市が主担当としてリスクを負担すると理解して宜しいでしょうか。また具体的にどのような方法で市がリスクを負担するのでしょうか(市による保険の付与?)。	図書館における備品リスクについては、市の責めによるものは市が、選定事業者の責めによるものは選定事業者が負います。そのため、選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者による図書等以外の備品リスクについては選定事業者の負担ですが、それ以外の第三者による施設損傷リスクは原則として市の負担を想定しております。また、図書等における備品リスクの分担については、意見招請においてご意見を承りたいと考えております。

<添付資料1 リスク分担表(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
261	23	56	備品リスク 備品の盗難、紛失、破損のリスクについて事業者が（従分担）となっていますが、どのような場合にどの程度事業者が負担するものと想定されていますか？	図書館における備品リスクについては、市の責めによるものは市が、選定事業者の責めによるものは選定事業者が負います。そのため、選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者による図書等以外の備品リスクについては選定事業者の負担ですが、それ以外の第三者による施設損傷リスクは原則として市の負担を想定しております。また、図書等における備品リスクの分担については、意見招請においてご意見を承りたいと考えております。
262	23	56	備品リスク 事業者は従負担となっておりますが、従負担にはどのようなリスク負担が含まれているのでしょうか？	図書館における備品リスクについては、市の責めによるものは市が、選定事業者の責めによるものは選定事業者が負います。そのため、選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者による図書等以外の備品リスクについては選定事業者の負担ですが、それ以外の第三者による施設損傷リスクは原則として市の負担を想定しております。また、図書等における備品リスクの分担については、意見招請においてご意見を承りたいと考えております。
263	23	56	備品リスク 図書館運営リスクの備品リスクについて、事業者側に が付されていますが、どのような場合にどれだけの負担をお考えなのでしょうか。	図書館における備品リスクについては、市の責めによるものは市が、選定事業者の責めによるものは選定事業者が負います。そのため、選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者による図書等以外の備品リスクについては選定事業者の負担ですが、それ以外の第三者による施設損傷リスクは原則として市の負担を想定しております。また、図書等における備品リスクの分担については、意見招請においてご意見を承りたいと考えております。

< 別添資料1 基本構想・基本計画 >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答		
264			基本構想、基本計画策定の際、施設計画をされていると思われますが、その図面を閲覧することは可能でしょうか。	具体的な計画図面はございません。		
265	1	1	(1)	仕舞屋が増加傾向とありますが、仕舞屋とはなんですか？	商店街等の中で、店を閉めた空き店舗のことをいいます。	
266	1	1	(2)	計画地の周辺は地場産業である鋳物産業が立地していたとあります。汚染物質埋蔵に関するリスクを評価する上で、土地の履歴を知りたいのですが、情報を提示いただけますか？ それとも不明ということですか？	昭和30年代に前所有者が取得する前は蓮根畑として利用し、前所有者が取得後造成、事務所兼居宅及び倉庫、製鋼原料加工業の工場の建築物が建設されていました。その内容は以下となります。 ・事務所兼居宅 木造セメント瓦葺平屋建(昭和30年築) ・倉庫 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建(昭和30年築) ・物置 木造セメント瓦葺平屋建(昭和30年築) ・居宅 木造瓦葺平屋建(昭和34年築) ・工場 鉄骨増スレート葺二階建(昭和40年築) 平成9年5月に前所有者から桑名市土地開発公社へ上物撤去を条件として譲渡されましたが、上記建築物の基礎部分及び設置クレーンの基礎部分については残存しております。譲渡後現在までは、駐車場として利用しております。 詳細については、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料等(建物写真を含む)とそれら資料等に関する市の判断を公表いたしますので、ご確認下さい。	
267	4	2	(3)	どこでも	「ネットワークの構築により図書の検索・貸借サービスを実施する」とありますが、対象として学校図書情報も含むのですか？対象とするのであれば、同情報の整備(データ・システム化)も本事業に含まれると解釈して良いのでしょうか？	三重県内の公立図書館とのネットワークは構築されておりますので、引き継いでいただくこととなります。インターネット上では、情報を公開している大学図書館は対象となりますが、小中学校とのネットワーク化は将来構想であり、現時点での業務としては考えておりません。 また、回答集付属資料B-7をご参照いただいたうえ、システムにつきましては、ご意見を招請いたします。
268	4	2	(3)	どこでも	「将来は、地区市民センターや学校とネットワークを結び、検索や図書・資料の賃借ができるようにいたします」とありますが、このネットワーク構築費用についてはどのように考えれば良いのでしょうか。	現時点では業務要求の範囲には入っておりませんので、かかる費用は考えていただくかなくても結構です。
269	4	2	(3)	どこでも	「将来は、地区市民センターや学校とネットワークを結ぶ」とありますが、「将来は」といつ頃を想定していますか。又地区市民センターと学校の具体的場所・名称をお教え願います。	将来的なネットワーク構築は現時点では運營業務の設定には入っておりません。地区市民センターと学校の名称及び所在地につきましては、桑名市例規類集のホームページ(アドレス: http://law_sv/myweb/kuwana-reiki/)に掲載されている各施設の設置要綱にてご確認ください。
270	4	2	(3)	誰でも	最大蔵書30万冊を目指すということですが、何かテーマを絞って収集するお考えですか。市側のお考えをお聞かせ下さい。	回答集付属資料B-3をご参照ください。

< 別添資料1 基本構想・基本計画 >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答	
271	4	2 (3)	誰でも	「誰もがコンピューターを使えるよう介助をいたします。」とありますが、具体的にどのような介助と理解すればよろしいのでしょうか。例えば、各種アプリケーションの説明ができる人材を常駐させると理解すればよろしいのでしょうか。	利用者に対する支援は、コンピューター操作に不慣れな利用者が機器を利用できる(例えばインターネットができる、検索ができる)ように指導するレベルです。業務用システムトラブルに対処できる人員配備は民間事業者のお考えになる範囲です。
272	4	2 (4)		図書館の活動目標について 別添資料1桑名市図書館等複合公共施設整備基本構想・基本計画4頁には、蔵書冊数30万冊を目標とありますが、年間の貸出冊数、もしくは年間の人口一人当たりの貸出冊数(読書量)を市としてはどれぐらいを目標としているのかお答えください。 さらに、上記に関連して一日の来館者数を想定するために、広域利用(桑名市民以外も登録の制限なく貸出利用ができる)を可能とするのかをお答えください。	貸出冊数予想について、回答集付属資料A-5をご参照ください。また、貸出券の発行範囲については、回答集付属資料B-4をご参照ください。
273	4	2 (4)		ここで示している桑名市の伝統行事をお教え願います。 又、伝統行事をデジタル化～映像モニターで見られる機能は、ビデオ・オン・デマンド(VOD)でのシステム構築をお考えでしょうか。	伝統行事は「伊勢太神楽」「石取祭」等を考えております。 なお、回答集付属資料B-7をご参考に、VODシステム構築についてはご意見をお寄せください。
274	5	2 (4)		「...次にテーマ図書を優先する...」とありますが、テーマ図書のジャンル・イメージがありましたら教えてください。	回答集付属資料B-3をご参照ください。
275	5	2 (4)		NPOの中に有給職員を配置する方針はありますか。その場合の件費の負担は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	NPOとは、無償のボランティアグループを想定しています。現在のNPOは、主に子供に関する団体です。
276	5	2 (4)		「企画展示を行う」とありますが、現在市の考えている具体的な企画展示がありましたらお教え願います。	回答集付属資料B-6をご参照下さい。
277	5	2 (4)		プリントアウトに関する諸費用の具体的な徴収方法を市側で規則等を決定するか、するのであれば、その内容は公募時に明記されるのか。	徴収方法については、民間事業者の提案事項となります。 なお、料金については市の収入とし、市の指定する領収書を発行します。民間事業者業務は徴収のみとなります。また料金の設定は、条例及び規則で設定いたします。
278	5	2 (4)		「著作権をクリアーにする」とありますが、具体的な内容について、ご提示願います。	著作権法を遵守していただく、との意味です。
279	5	2 (4)		「プリントアウトに関する諸費用を徴収する」とありますが、この徴収した諸費用は市の収入となりますか、事業者の収入となりますか。	市の収入となります。

< 別添資料1 基本構想・基本計画 >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
280	5	2 (4)	「印刷に関する諸費用を徴収する。」とあります。他にも随所に対価または費用を徴収するとなっていますが、市民サービスの観点からは低廉な水準が要求されます。この収支は民間事業者の経営のなかには組み込まれないと考えてよいでしょうか？ つまり、収集のみを業務とし、市へそのまま納入するのみと考えてよいかということです。	ご質問のとおりです。
281	6	2 (4)	「電気代の対価を払ってもらって」とありますが、この徴収した対価は市の収入となりますか、事業者の収入となりますか。	市の収入となります。
282	6	2 (4)	電気代の対価の具体的徴収方法を市側で規則等を決定するか、するのであれば、その内容は公募時に明記されるのか。	原則としてカウンター窓口での現金(料金)収受を想定しておりますが、徴収方法・仕組みについては、民間事業者の提案事項となります。 なお、料金については市の収入とし、市の指定する領収書を発行します。民間事業者業務は徴収のみとなります。また料金の設定は、条例及び規則で設定いたします。
283	6	2 (4)	(「著作権をクリアーする」に関して)「著作権関連は、民間事業者の方で、合法的に解決できる内容にせよ」と解釈してよいのか？ 又は対応方針を市側から出してもらえるのか？ この合法的なシステムは応募時の民間側の評価につながるのか？	著作権をクリアーするとは「著作権法を遵守していただく」との意味です。 また、システムにつきましては、回答集付属資料B-4をご参考にご意見をお寄せください。
284	6	2 (4)	持ち込みパソコンの有料でインターネット接続に際する具体的徴収方法を市側で規則等を決定するか、するのであれば、その内容は公募時に明記されるのか。	原則としてカウンター窓口での現金(料金)収受を想定しておりますが、徴収方法・仕組みについては、民間事業者の提案事項となります。 なお、料金については市の収入とし、市の指定する領収書を発行します。民間事業者業務は徴収のみとなります。また料金の設定は、条例及び規則で設定いたします。
285	7	3 (2)	「健康情報システム」に関する具体的な業務、システムイメージをご提示願います。(たとえば 来所者の健診データを管理する等)	市において対応する業務範囲であり、本事業の事業範囲ではありません。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答	
286			面積関係も含め、設計水準として細目が表現されています。審査基準や審査方法にも影響がでると思われますが、水準の巾はどのように考えたらよろしいのでしょうか。(例えば、およそプラスマイナス何パーセントと設定される等)	面積は上下各1割以内とします。その他の施設設計水準は、性能発注の原則にたち、必要とされる内容を示しています。	
287	2	(1)	地震時用途係数の割増を考える必要はありますか。	重要度係数1.25が必要です。	
288	3	(4)	地震力に対する重要度係数については、割増等を考慮した設計基準を考慮する必要はありますか。	重要度係数1.25が必要です。	
289	3	(4)	敷地の境界座標・高低差・真北等が記載された測量図を提示していただけますでしょうか。	入札説明書公表時にご提示します。	
290	4	(4)	現状の敷地測量図は頂けますでしょうか。	入札説明書公表時にご提示します。	
291	3	(5)	(5)造成に関する情報(周辺インフラ整備状況)の中でなぜCATVが入っていないのか?	入札説明書公表時にご提示します。	
292	3	(5)	雨水調整機能は、本当に不要でしょうか。	不要と考えております。	
293	4	(7)	資料1	【資料1】の地盤データでは支持層までの深さがわかりません。入札説明時に、参考として本計画地の隣接地の地盤データで支持層がわかる資料をいただけないでしょうか。	隣接地の地盤データはございません。但し、周辺の地盤データ2(桑名郵便局)及び3(市庁舎)として本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。
294	4	(7)	資料1	本提案においては、下部構造形式が、コスト計画等に大きな影響が考えられます。できれば「入札説明書」の公表前に、計画敷地内の(3~4カ所)ボーリングデータを提供していただけないでしょうか。 また、公民館の(い)形式等の既存の下部構造形式データをいただけないでしょうか。	ボーリング調査は選定事業者の業務範囲であり、ゆえに計画敷地のボーリングデータの提供はできません。 桑名市中央公民館の基部構造および基礎図は、本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。
295	4	(7)	資料1	3点のデータがありますが、L型の建物が見えます。これは何を意味しているのですか。	中央公民館の建築物を意味しています。
296	4	(8)		文化財包蔵区域外であるとのことですが、発掘調査等による確認済みということでもよろしいでしょうか。また、地中障害物等の埋設物もなしと考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財包蔵区域外であるため、発掘調査は行っておりません。ただし、埋蔵文化財が発現した場合のリスクは市が負うものです。 市において土壌汚染、地中障害物、地下埋設物等の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、本事業の履行に必要な行為を行うことにより、土壌汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現し建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として、原則市において負担するものと考えています。
297	4	(8)		項目の意味は、埋蔵文化財に関して、既に事前協議が終了していると解釈してよいのか?	埋蔵文化財に関する事前協議は現在行っております。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
298	5		所要室として要求装備が明細に示されています。 これらの諸室の機能をみなおして、集合や兼用を考えることは可能ですか？ つまり、室種類が減るということですが....	市の直営業務を遂行する保健センター・勤労青少年ホーム・多目的ホールの各諸室の機能の変更及び兼用関係の変更は認めませんが、諸室にて提示した要求装備は、その同等以上の水準を確保する内容に限りその変更を認めます。 また、図書館の諸室は、選定事業者の提案する運営業務と大きく関わりをもつものと想定されるので、運営業務との連関を示す限りにおいて諸室の集合或いは兼用の変更は可能であると想定します。
299	5		設計水準においてスペース等を確保することとして、必要備品に当該スペースに設置すべき備品の記述がないものがありますが、これらはすべてスペースのみを確保すればよろしいのですか。 (例: p.25 設計水準...必要備品、 応接コーナー...応接セット、 スケジュールボードを掛けるスペース...スケジュールボード、 書棚等を置くスペース...書棚、 OA機器を置き作業が可能なカウンター... OA機器(パソコン3台、スキャナ、コピー機))	ご質問のとおりです。設計水準欄の設置スペースの確保を要する備品は、全て市によって調達・設置する備品です。 但し、図書館に関しては、実施方針の別添資料3 p.40 (3)に指定した備品は、選定事業者にて整備していただきます。
300	5	(1)	図書館の開館日数は「300日以上」となっておりますが、開館日数を300日より増やせば増やすほど住民へのサービスは向上する一方、図書館運営のためのコストは増えてしまいます。 図書館サービスの向上(開館日数)とコスト低減とを比較した場合、どちらを重視されるのでしょうか？	閉館日は市の条例及び規則において設定いたしますので、ゆえに、開館日数の設定は応募者の提案範囲にありません。回答集付属資料B-2をご参照ください。
301	5	(1)	「 ~ の間で兼用する室等については、いずれか一つの施設部分に含めている。」とありますが、どちらの施設の面積に含まれているかはどこで判断すればよろしいでしょうか。P43 諸室関係資料において諸室の装備内容が示されている方の施設で考えればよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
302	5	(1)	各施設の現在利用者数の月別分布。年齢別分布、男女比、時間別分布などのデータは提示いただけますか？	回答集付属資料A-1をご参照ください。 項目によってはお示しできないデータもございますが、その点につきましてはご了承下さい。
303	5	(1)	各施設の 開館 時間	保健センター及び勤労青少年ホームの年間の開館日数は、土・日曜日、祝祭日の開館を含めたものとしてお示ししていますので、関連する維持管理業務は市の提示する年間開館日数に応じて遂行していただくことを想定しています。但し、市の提示する開館日数及び開館時間を超える範囲にかかる費用は、サービス対価に上乗せすることを想定しております。なお、サービス対価の考え方につきましては、入札説明書公表時にお示しします。
304	6	(2)	建物の構造形式についての要望はありますか。	RC造、SRC造又はそれに準ずる構造を想定しています。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
305	6		(2)	1)		建設場所は海から近い場所ですが、屋外設置機器・管材については、塩害対策は必要でしょうか。	そのように想定しています。
306	6		(2)	1)	ア	建物は複合公共施設ですが、電力、ガス、水道、空調冷温水等のエネルギーの計量区分についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	光熱水費については実績額を市が供給者に支払いますが、予算執行上、各施設毎にサブメーター等の計量装置の設置が想定されます。また、生活利便サービス施設に要する光熱水費についても選定事業者が支払うこととなっていますが、同様の計量装置の設置が想定されます。
307	6		(2)	1)	ア ウ	主要機器は、原則として、屋内設置となっていますが、高架タンク、消火用補給水槽等は、屋外設置でも宜しいでしょうか。	屋外設置は可能と考えますが、設置に伴う設計要求は入札説明書公表時にご提示します。
308	6		(2)	1)	ア	大災害(非常時)の避難先等の内容を意図したものか? 非常時を考慮に入れるのであれば、非常時に保持する施設機能を明示されたい。 例えば、災害時の機能保持に関しては、緊急避難に要する時間を想定すれば宜しいですか。 又、保健センターの災害時医療、緊急避難所としての機能は考える必要はないと考えますが宜しいでしょうか。(P.3上水道に緊急時上水槽は無しとされている)	避難施設として想定していません。
309	6 6 8 8 43		(2) (2) (2) (2)	1) 1) 3) 3)	ア ウ ア エ	空調機器の管理において、諸室関係資料(参考)による他、図書館は研修室、保健センターは事務室、勤労青少年ホームは事務室、建物全体は共用施設の管理室で一括管理すると考えて宜しいでしょうか。 又、各室の換気設備の操作は、空調機器に準ずると考えて宜しいでしょうか。	空調機器の管理は、各施設の事務室、及び、建物全体は共用施設の管理室で一括管理をいたします。換気設備の操作で、実施方針の別添資料2 諸室関係資料(参考) p.45～p.50 の「空」マークは空調機連動、「」マークは単独操作です。但し、図書館の郷土資料スペース・閉架書庫は個別操作を考えております。
310	7		(2)	2)	ク	「但し、図書館施設については、無線LANを導入することを妨げない」とありますが、図書館は無線LANを導入すると考えて宜しいですか。	施設設計要求及び業務要求を満たす範囲において、設置する設備に関しては応募者の提案によるかと考えます。無線LAN導入に際しても、同様に、応募者の判断に委ねるものです。 また、LANについては回答集付属資料B-7をご参照いただいた上、ご意見を招請いたします。
311	7		(2)	2)	サ	テレビ共同受信設備の中で、なぜCATVが入っていないのか?	入札説明書公表時にご提示します。
312	7		(2)	2)	コ	非常放送機能以外の仕様をご指示下さい。CD、カセット、チューナーを見込んだ仕様でしょうか。	CD、カセット、チューナー(FM・AM)、MDとチャイム設備を想定しています。また、図書館においては、終了時10分前にオートアナウンスができる設備とします。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
313	8		(2)	2)	ソ	映像・音響設備についてはどの程度の性能機能を考えているのでしょうか。	入札説明書公表時にご提示します。なお、多目的ホールはAV機器の設置を必要とします。 また、図書館に関し、AV機器やその設備に関わるシステムについて、意見招請をお願いいたします。
314	8		(2)	3)	ア	メイン熱源はフロンガスシステム不採用としても、小部屋のパッケージエアコン等、部分的別熱源を考えることは可能でしょうか。	部分的別熱源の使用は可能です。
315	8		(2)	3)	カ	建物上部に設置する高架タンクではなく、圧送式の水槽等にて下階に設置することは可能でしょうか。	可能です。
316	9		(2)	4)		外構施設整備は、「ア 駐車場・駐輪場イ 歩道」とありますが、植栽緑化等を考えなくてもよろしいでしょうか。	植栽配置等の市における要求については、入札説明書公表時に改めてお示しします。但し、応募者の提案内容に植栽計画を含む場合、その維持管理は外構施設保守管理に含まれ、市の要求する外構施設保守管理業務の要求水準を維持していただくことを想定しています。
317	9		(2)	4)	ア	駐車場の出入口を設ける場合の道路幅員の規制等がありますでしょうか。	現在、市の駐車場設置条例はありません。但し、駐車場法に準じてください。
318	9		(2)	5)	ア	警備設備にITVカメラ及び録画設備等の設置、鍵管理設備と機械警備・照明・空調設備を連動させたシステム等、市の基本的考え方があればご指示願います。	市としては業務要求水準が満たされていればよいと考えております。
319	10 39		(3)		必要備品	ここに記載されている備品等はすべて、別添資料3の【附属資料1】業務分担表(案) P.54「備品等調達・設置業務(1-4-1)」「備品・什器等保守管理業務(2-3-2)」に規定する選定事業者の業務分担となる備品・什器等であるという理解で宜しいでしょうか。 また建築計画にも必要であるため、市所有の備品・什器・造付け家具等の内容については開示して頂けるのでしょうか。	ご質問のとおりです。 実施方針の別添資料2 施設設計要求書(案)において、設計水準欄に記述があり、必要備品欄にその名称が記述されていない備品が、市の所有する備品等となりますので、ご参照ください。 また、市既存施設から移設する備品等については、回答集付属資料A-4をご参照下さい。
320	10		(3)	一般用出入口		「一般用出入口」において「1階に施設利用者及びがん健(検)診受診者用の出入口を設ける。」とありますが、それぞれ別に設けるという意味でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
321	10		(3)	総合エントランスホール		掲示板はマルチビジョン系のシステム掲示板での設置をお考えでしょうか。	業務要求が満たされる範囲において、応募者の判断に委ねるものです。
322	10		(3)	総括責任者室		総括責任者とは選定事業者の従業員か、市の職員か？ 総括責任者の役割と責任は何か？	総括責任者室を利用する総括責任者は、市の職員で、本施設の監理の責務を担うことを予定しています。
323	11		(3)	駐車場		駐車場の出入り管理は行わないと理解して良いでしょうか。	そのように想定しています。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
324	11	(3) 駐車場	駐車台数は「全50台程度のうち、公用車・傷害者用車両等(5台程度)のスペースを確保する。」とありますが、台数の上限・下限等ほどの程度と考えればよろしいのでしょうか？	駐車台数の下限を50台と想定しております。
325	11	(3) 駐車場	駐車場(50台程度)における車種(車の大きさ、高さ)について御指示下さい。	原則的に施設を利用する市民等を対象とした駐車場を想定しています。一般車両については、「道路構造令」による小型車ますを、障害者用車両については、ハートビル法(基礎的基準)を適用するものとし、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づいたスペースを想定しております。高さについては制限しておりません。
326	11	(3) 駐車場	駐車場(50台程度)に関して、課金や出入庫管理を行なう必要は有るでしょうか。	課金や出入り管理は必要ありません。
327	11	(3) 駐車場	「検診車両2台」とは、文中にてサイズが示されている「大型バス」が2台停車するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
328	11	(3) 全体	共有動線ゾーンに「ハートビル法による特定建築物としての適用を受け」とありますが、ハートビル法の「基礎的基準」あるいは「誘導的基準」のどちらを満足する必要がありますか。	ハートビル法の基礎的基準を満たすことを要し、かつ、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に適合するものとして下さい。
329	12	(3) 託児室	共有施設内利用者サービスゾーン、託児室の運営業務は市の業務範囲でよろしいでしょうか。	そのように想定しています。
330	12	(3) 託児室	1)託児室の管理者は、誰が行なうのか。 2)市が運営を事業者へ委託するのであれば、業務要求水準を明示されたい。	託児室の管理及び運営については、市で行います。
331	12	(3) 託児室	業務要求水準書案に託児室の運営業務分担についての記述がありませんが、当該業務については市直営で事業者の分担なしと理解して良いでしょうか。	ご質問のとおりです。 託児室の管理及び運営については、市で行います。
332	13	(4)	各室の天井高についての設計水準はありますでしょうか。	指示された部分以外の居室の天井高は最低2.7mとします。
333	13	(4)	「各施設の各事務室内に男女別の更衣室を設置する。」について、 「各施設」とは、事務室を有する図書館、保健センター、勤労青少年ホームとの理解でよいでしょうか。 更衣室は当該施設にかかる市及び事業者の職員の利用のみに供するものとの理解でよいでしょうか。 別添資料3 (1)「共通仕様部分備品整備業務」に、更衣ロッカーは図書館事務室に設置するよう記述がありますので、保健センターと勤労青少年ホームの更衣ロッカーは市で整備されるとの理解でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答	
334	14	(5) 全体要求	図書館は1フロアが望ましいと規定されていますが、敷地面積が約3,200㎡であり、屋外に駐車場・駐輪場を確保すること、図書館の施設規模が約3,100㎡であることを考えると、1フロアで収めるのは不可能だと思われる。もし1フロアを前提に図書館の基本構想が考えられているのであれば見直す必要があるのではないのでしょうか。また図書館が3フロア以上になるのは不可ということなのでしょうか。	1フロアが望ましいと考えますが、物理的条件を勘案し、複数階となった場合も想定して施設設計要求を行っております。なお、施設設計要求及び業務要求水準を満たす範囲においては、フロア数も含めて、その設計内容は応募者の提案によることとなります。	
335	14	(5) 全体要求	「特記の無い場合、床材は長尺シート、天井材は吸音材、壁はビニールコーティングされたクロス貼りとする。」とありますが、その御主旨をお聞かせ下さい。 また、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールにおける仕上材についての御指示はありますでしょうか(特記のない場合)。	特記のない場合の仕様は、ほこりが出にくく、長時間立っただけでも疲れにくい、ワックスがけ・管理がしやすい、という主旨に沿ったものです。 また、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールにおいて、特記事項のない場合は、仕上材に関し特に指定はありませんが、図書館部分と違和感のない仕様にして下さい。	
336	14	(5) エントランス	一般利用者及び関係者の出入	既存市立図書館には、盗難防止装置が導入されていますか。	導入されておりません。
337	14	(5) エントランス	喫茶・飲食	必要備品として自動販売機(ジュース)がありますが、自動販売機設置に伴う収入は市の収入となりますか。	選定事業者の収入となります。
338	15	(5) 一般閲覧スペース		蔵書の中味ですが、基本計画のなかに外国人に向けた蔵書ということがありますが、要求書には準備冊数や考え方の記述がありません。どの程度の冊数を用意すべきでしょうか。	回答集付属資料A-9(2)、B-3をご参照ください。
339	16	(5) 一般閲覧スペース	書架等	図書館における開架図書の収蔵冊数について 別添資料2施設設計要求書(案)16、18、20、23頁には、一般図書10万冊、児童図書3万冊、郷土資料1.45万冊の計約15万冊、閉架図書16万冊とあり、別添資料3業務要求水準書(案)33頁によれば開館8年後頃には蔵書が30万冊を超える計算となります。別添資料3業務要求水準書(案)31頁によれば蔵書が30万冊に達した以降は、毎年図書を1万冊購入し、1万冊除籍すると考えて、開架図書の収蔵能力は約15万冊として計画してよろしいですか。	開架に関しては、ご質問の通りです。なお、除籍の方針等につきましては、回答集付属資料B-8をご参照ください。
340	17	(5) 児童閲覧室	本等の閲覧	対象は中学3年までとありますが、別途中学～高校レベルのヤングアダルトコーナーは設けないのでしょうか。	設定しておりません。
341	19	(5) 学習スペース	AV鑑賞コーナー	AV鑑賞コーナーにCD-ROMも鑑賞できるとありますが、その際下欄のITコーナーのCD-ROM専用PC5台と、AV鑑賞コーナーとでCD-ROMタイトルを区分けするのでしょうか。 また、AV鑑賞コーナーの15台(二人用)はDVD・CD等とともにCD-ROMも各ブースで共有して鑑賞できるシステム構築をお考えですか。	業務要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断に委ねるものとします。 また、DVD・CD等とともにCD-ROMを共有して鑑賞するシステムについては、ご意見を招請いたします。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項			回答
342	19	(5) 学習スペース	ITコーナー		インターネット専用PC10台にオンラインデータベースを検索できる機能を兼備えるのでしょうか。 同様にデジタル化された郷土資料はCD-ROM化してCD-ROM専用PC5台で検索・閲覧できる機能を兼備えるのでしょうか。 また、デジタル化資料はCD-ROM化だけでなく、インターネット上で公開するシステム構築もお考えでしょうか。	デジタル化資料のインターネット公開に関して、技術革新を伴うリスクが考えられるので、回答集付属資料B-7をご参照の上、ご意見を招請いたします。
343	20	(5) 郷土資料スペース	郷土資料の保存		CD-ROM10000枚を収納するとありますが、郷土資料をデジタル化(CD-ROM化)した際の合計枚数なのでしょうか。 また郷土資料のどれくらいの点数をデジタル化する計画でしょうか。	枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請したいと考えております。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。
344	21	(5) 事務室	管理部門		図書館職員の総人員計画はおよそ何名(市側の正規職員・臨時職員の内訳、うち司書有資格者の人員、NPO側の人員等、事業者側の人員)で想定されていますか、想定されている部分だけでもお聞かせください。	館長を含む5名を想定しています。
345	22	(5) 事務室	管理部門		図書館(管理ゾーン)(事務室)管理部門に設ける市職員5名程度のスペースは選定事業者のスペースと分ける必要はあるでしょうか。	セクションとして独立させる必要はありませんが、部屋として分ける必要はありません。
346	22	(5) 事務室	管理部門		管理ゾーンへのサーバ設置は必須でしょうか。	館内LAN用及びCD-ROM用を想定しているサーバーは、管理ゾーンへの設置を必須条件と考えております。Web用サーバーの設置につきましては、館外設置も含め応募者の提案によるものと想定しています。 なお、サーバーの設置に関しては、技術革新を伴うリスクが考えられるので、ご意見を招請いたします。
347	22	(5) 事務室	管理部門		コンピュータサーバーはどのようなネットワークのためのものでしょうか。また、サーバーの設置は必要条件でしょうか。	館内LAN用及びCD-ROM用を想定しているサーバーは、管理ゾーンへの設置を必須条件と考えております。Web用サーバーの設置につきましては、館外設置も含め応募者の提案によるものと想定しています。 なお、サーバーの設置に関しては、技術革新を伴うリスクが考えられるので、ご意見を招請いたします。
348	22	(5) 事務室	管理部門		図書館に関する市職員の人数について、(司書有資格者を含む5名程度を予定)と記載してありますが、この「5名」は事業期間30年間、固定と考えてよろしいのでしょうか。あるいは、人数の増減が考えられるのでしょうか。	固定と想定しております。事業期間中の市職員数の変更によって、選定事業者への業務要求に変更が生じる場合には、市の責めにおいてリスクを負担するものと考えます。
349	22	(5) 事務室	管理部門		本庁とのLANの構築又は接続は事業者の業務でしょうか。	配管のみを選定事業者の業務としていません。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目			質問事項	回答
350	22	(5)	事務室	管理部門	本庁とのLAN接続は、業務的にどういった使い方になるのかお教え下さい。	本庁とのLAN接続に必要な配管のみが選定事業者の業務としています。 本庁とのLANは、事務業務に使用するものです。
351	22	(5)	事務室	管理部門	本庁とのLAN接続で目的とする業務は(具体的アプリケーションは)? また、その業務担当は市・事業者のいずれになるのですか? 同様に他施設(保健センター等)において、本庁との接続を予定する業務(アプリケーション)がありますか?	本庁とのLANは、事務業務に使用するもので、本庁とのLAN接続に必要な配管のみが選定事業者の業務としています。 他施設も同様と考えております。
352	23	(5)	書庫	閉架書庫	「書架は、電動密集式スチール書架、一般書架、もしくは併用とする」とありますが、これ以外の方式で考えても宜しいですか。	業務要求水準を満たす範囲において、応募者の提案の範囲と考えます。
353	25	(6)	全体要求		「施設は1フロアにあるのが望ましい。但し、2フロアにまたがる場合には、調理ゾーン、リハビリゾーンの順で別フロアにすることが望ましい。」とあるが、この意味は、2フロアにせざるを得ないときは、まず調理ゾーンを別フロアに配置、これでも収まらないときは、次にリハビリを別フロアにせよ、という意味か?	ご質問のとおりです。
354	25	(6)	事務室	NPO等のミーティングスペース	保健センターにおけるNPO等の市民グループが行う活動とは具体的にはどのような活動を想定しているのですか。また予定している人員がありましたらお聞かせください。	健康推進に関わるNPOその他諸団体の活動のための数人の会議及び行政との連絡調整会議を想定しています。
355	34 35	(6)	理学療法室 作業療法室 運動指導室		「理学療法室 作業療法室 運動指導室」の設計水準の中で、「理学療法室、作業療法室、運動指導室は可動式遮音タイプの間仕切りにて一体或いは分割して利用できるようにする。」とある一方、「理学療法室及び作業療法室の床仕様は、毛先の短い固めのじゅうたんを敷き...」「運動指導室の仕様は...フローリングの仕上げが望ましい。」とあり、一体的に使う場合に支障があるように思われますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	目的別に使用するため、支障はないと考えます。
356	39	(7)	事務室	事務管理	本施設(勤労青少年ホーム)に関し業務システムは何か想定されていますか。あれば内容等をお教えください。	本事業において、勤労青少年ホームの運営にかかる業務は選定事業者による業務範囲には含まれません。
357	42	(8)	エントランス	利用者及び職員の入	総合エントランスから他部門を通らず直接多目的ホールのエントランスにアプローチできる必要がありますか。(式典、講演会等の必要上) また、多目的ホールのエントランスホールは、図書館の会議室、勤労青少年ホームの講習室等のエントランスホールと兼ねてもよろしいですか。	総合エントランスから独立したアプローチとして考えてください。 多目的ホールのエントランスホールは、それのみの独立としてください。

<別添資料2 施設設計要求書(案)>

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答	
358	42	(8) 多目的ホール	式典、講演会、会議、レセプション等	p.42(8)多目的ホールは映像・音響設備について明記されていますが、p.50の装備一覧ではAVは設置を要しない室となっているようです。どちらを優先するのでしょうか。	入札説明書公表時にご提示します。なお、多目的ホールにはAV機器の設置が必要です。
359	43			時計に関し、親時計を設置する室(印)の指定が全くありませんが不要なのでしょうか。	実施方針の施設設計要求書(案)p.7(2)2)ケ 電気時計設備 記載内容を優先します。ゆえに、親時計は管理室に設置するものとしてください。
360	44	補足		次の内容と解釈してよいか 1)既存(現施設)の外線は残す。 2)現各施設と新施設を内線が共通で使用できるように装備する。	1)既存(現施設)の外線・内線電話番号を、新施設に移設し使用できるようにする。 2)現各施設と新施設を内線で使用することは考えておりません。
361	46	(2)	図-3 図-6	対面朗読室と談話室又はコーナーにLANを導入しないと示されています。将来のレイアウト変更の可能性を考慮すると、同一スペースで設計した方がフレキシビリティに富むと考えますので、LANが導入されているも宜しいでしょうか。	業務要求水準を満たす範囲において、応募者の提案の範囲と考えます。 また、LANの導入は、技術革新に伴うリスクが生じるものと考えるので、ご意見の招請をいたします。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
362	2		2			「省資源、省エネルギーに努める」「環境負荷を低減し、…」等を実施することとなっていますが、事業者選定時にこの点、どのように評価されるのかと、事業運営時に提案内容の具現化あるいはこれらの実施義務を達成させるための仕組み・システム(事業者へのインセンティブ、ペナルティ等)をお教えください。	業務要求水準書にて示す維持管理及び運営業務の実施にあたっての考え方の具体的な提案内容への反映に関しては、入札説明書公表時に、事業者選定基準としてお示しいたします。 また、提案内容の実施を図るための仕組みは、入札説明書公表時に、サービス対価の支払いの考え方及びモニタリングの考え方にて御提示します。
363	2		2			省資源、省エネルギー、LCC削減対策は、全て事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	そのように想定しています。
364	3		8			維持管理業務を実施するにあたり適用する基準は特にあるのでしょうか。(例、「建設大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」等)	「建築保全業務共通仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)」の最新版に基づきます。
365	4		11	(7)		修繕と更新についてお教えください。 a) 実用上支障があるかないかは、事業者の判断で宜しいのか b) 事業終了時の事業者が市に譲渡する施設、備品はその時点で実用上支障がなければ良いのか(翌日修理となっても) c) コンピューター関連のハード、ソフトの更新も事業者判断で宜しいのか	a)、c)業務に支障のない状態を保っていることを前提とし更新を判断する必要がありますが、その際の考え方についてご意見の招請をいたします。 b) 事業終了時にその後も使用に耐えうる状態で市に所有権を移転する必要があります。
366	5		11	(9)		図書等に、コミック・DVD-ROM・LD・CDは入らないのでしょうか(別添資料2 P.19のAV鑑賞コーナーには、CD・LDが含まれています)	図書等の定義は、別添資料3 p.5 にありますが以下、修正をお願いいたします。 「図書等とは、一般図書・児童図書・新聞・雑誌・郷土資料・VTR・DVD・CD-ROM・紙芝居・カセットテープ・コミック・LD及びCDを言う。」
367	6 7		(1) (2)			(要求水準) 建物及び建築設備等の長期修繕及び更新等の実施は、施設の機能と環境を維持することを前提に事業者側で実施を判断できると考えてよろしいですか？	ライフサイクルコストに大きく影響する内容ですので、応募時に提案を行っていただき、その実施に際する判断は選定事業者によるものと想定しています。 詳細は、入札説明書公表時に、御提示いたします。
368	7		(2)			(要求水準) 要求水準を満たす管理人員(常駐)の数と時間について、どのようにお考えか、ご提示願います。	要求水準を満たすことができれば、人数・時間については、応募者の判断に委ねるものです。
369	9		(2)	表1		設備の点検回数は、事業者の創意工夫を反映させる部分と考えます。【表1】に記載されている点検回数等は、参考値と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
370	10		(3)			(業務の内容) 保守管理とあるので更新は含まれていないと考えてよいのか？ 更新も含まれているならば、更新の判断は選定事業者がすると考えてよいのか？	備品・什器等の保守管理業務において要求水準を満たす上で、必要であれば選定事業者の判断において更新を含むものと想定しています。 なお、備品・什器等維持の要求水準については、入札説明書公表時に御提示します。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
371	10	(3)	(業務の内容) 市が運営する、保健センターや勤労青少年ホームへ事業者が納入する備品についての維持管理についても事業者の業務範囲とされていますが、その修繕・更新費用については、事業者のリスクとして適正金額を想定して修繕計画に反映する必要がありますか。	ご質問のとおりです。
372	11	(4)	(業務の対象) 業務の対象に、「敷地内の外構施設・工作物を対象とする。」とありますが、植栽は想定しないでいいのでしょうか。	植栽配置等の市における要求については、入札説明書公表時に改めてお示しします。但し、応募者の提案内容に植栽計画を含む場合、その維持管理は外構施設保守管理に含まれ、市の要求する外構施設保守管理業務の要求水準を維持していただくことを想定しています。
373	11	(4)	(業務の内容) 植栽・造園に関する、維持管理(剪定・消毒・除草等々)についての記述がありません。任意の水準で業務に含むと考えてよいでしょうか。	植栽配置等の市における要求については、入札説明書公表時に改めてお示しします。但し、応募者の提案内容に植栽計画を含む場合、その維持管理は外構施設保守管理に含まれ、市の要求する外構施設保守管理業務の要求水準を維持していただくことを想定しています。
374	11	(4)	(業務の内容) 造園・植栽による自然親和の施設を考えています。 現在の図書館には立派な樹木があります。この無償提供(移植以降を事業者の業務対象)は可能と考えてよいでしょうか。	植栽配置等の市における要求については、入札説明書公表時に改めてお示しします。但し、応募者の提案内容に植栽計画を含む場合、その維持管理は外構施設保守管理に含まれ、市の要求する外構施設保守管理業務の要求水準を維持していただくことを想定しています。 また、既存樹木の無償提供は考えておりません。
375	11	(4)	(要求水準) 要求水準の内容に「屋外消火栓」がありますが設置については消防法に準じて必要ならば設置することでよろしいでしょうか。	桑名市消防本部との調整が必要となります。
376	12	(5)	(要求水準) 日常清掃(イ、オ)は、一部のごみ処理と読めますが、施設全体の処理と考えればよろしいですか。又、水準として収集・運搬・処理までと考えればよろしいですか。	いずれも、そのように想定しています。
377	12	(5)	(要求水準) 日常清掃の人員と時間について、どのようにお考えか、ご提示願います。	要求水準を満たすことができれば、人数・時間については、応募者の判断に委ねられます。
378	12	(5)	(要求水準) 定期清掃の実施回数について、どのようにお考えか、ご提示願います。 床材(石材、科学床、カーペット)、外壁、ガラス	要求水準を満たすことができれば、実施回数については、応募者の判断に委ねられます。
379	12	(5)	(要求水準) カ)、エ)で、清掃用具、洗剤等の資機材やトイレトーパー等の衛生消耗品は全て選定事業者の負担となっていますが、市が直接運営する施設の消耗品についても選定事業者の負担となるのでしょうか。	本図書館等施設の清掃業務に要する資機材や衛生消耗品は、保健センターや勤労青少年ホーム、多目的ホール、託児室、これら市の直営施設においても、その負担は選定事業者によるものと想定しています。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
380	12	(5)			(要求水準) 清掃業務において、諸要求水準が明示されていますが、保健センターでは、機能上消毒が必要と考えられます。この部分についての水準は医療法等に鑑みて任意としてよいでしょうか？	保健センターは医療施設ではありませんので、施設の消毒は必要ありません。	
381	12	(5)			(要求水準) 保健センターでは、医療廃棄物といった一般ゴミや生ゴミ以外のゴミのことは想定しなくてもいいのでしょうか。	医療廃棄物処理業務は本事業の事業範囲にありません。	
382	12	(5)			現状の図書館の日常、定期清掃の業務内容を詳細にお教えてください。	桑名市立図書館清掃委託仕様書(現行)を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。	
383	13	(6)			桑名市図書館において既に警備システムが構築されていると思われませんが、そのシステムを継続して使用すると理解してよろしいのでしょうか。	継続はいたしません。	
384	13	(6)			(業務の対象) 「警備に係る人員の配置は施設全体を対象とする」とありますが、いかなる意味でしょうか。	警備範囲を想定しています。	
385	13	(6)			(業務の対象) 業務の対象の人員について、時間内の人員は何名位とお考えか、ご提示願います。	要求水準を満たすことができれば、人数については、応募者の判断に委ねられます。	
386	13	(6)			(業務の対象) 午後10時から午前8時までは無人警備とありますが、機械警備によるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、機械警備システムの仕様に関し指定があるのでしょうか。	警備業務内容は、要求水準を満たす範囲において、具体的な方式について応募者の判断に委ねます。	
387	13	(6)			(業務の内容) 出入口の施錠時間は午後9時とありますが開錠時間は有人警備の開始時間(午前8時)と考えてよいですか？	入札説明書公表時にお示しいたします。	
388	13	(6)			(業務の内容) 窓口業務等 ア)「出入管理」及びイ)「外来者の受付及び応接」について、要求水準を明らかにしていただきますようお願いいたします。	入札説明書公表時にお示しいたします。	
389	14	(6)			(その他) 「速やかに対応する」とは、何をどのようにすることでしょうか。	警報発令時に、施設の安全を確認することを想定しています。	
390	15	(1)	1	(1)	(業務の内容) 「総括責任者」とありますが、別添資料2のp10(3.(3))「総括管理責任者室」の項に記載のある「本施設を管理する総括管理責任者」のことでしょうか。 それとも、本施設とは別に、図書運営業務の総括管理を行う責任者を事業者が選任するというのでしょうか。	実施方針の別添資料2 p.10では、市が設置する全館を統括する責任者のことを、実施方針の別添資料3 p.16の総括責任者は、図書館運営業務を行う選定事業者の総括の管理をする責任者を想定しています。 なお、選定事業者の図書館運営に関する運営組織は総括責任者の選任を含め、選定事業者の提案に委ねるものです。	

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
391	16		(1)	1	(2)	現在の市側の人員体制(配置人員数、司書資格の有無 および図書館運営業務に精通しているか否か)についてお教え願いたく。 図書館長は図書館運営業務に精通していらっしゃいますか。(選抜基準をお教え願いたく)	現在市職員は、館長1名、司書1名、主事1名、嘱託司書1名、嘱託1名、アルバイト3名です。 図書館長を含め職員は人事異動によって配置されますが、人事当局により適材適所の人事配置がなされております。
392	16		(1)	1	(2)	(業務の内容) 「運営方針等の打合せ業務」については、事業者側の責任者は意見を求められた事項につき回答し、判断等のリスクは負わないという理解でよいですか。 また、年1回以上とありますが、最近の開催頻度は年何回でしょうか。	ご質問のとおりです。 また、図書館の運営方針についての打合せは、運営協議会において年2～3回開催いたします。
393	17		(1)	1	(3)	(業務の内容) ・PR計画がどの程度具体的か、また事業者の業務範囲を正確に理解するため、資料として最近の「PR計画」とそれに対する成果物をお示しください。 ・事業者側に「PR計画」が提示された後も、成果物の作成過程において、適宜、市の指示・承認が行われ、事業者は当該指示に対して「正確に作成」(要求水準)すればよい、との理解でよいですか。 ・要求水準として、年間のポスター・チラシ・利用案内の作成回数、印刷枚数をお示しください。また、掲示業務は本施設内に限定されるのでしょうか。	・回答集付属資料B-6をご参照ください。 なお、現在図書館が行っておりますPRは、新聞社等報道機関、図書館の掲示板、桑名市のホームページと桑名市広報、ポスター作成、チラシ作成です。 ・ご質問のとおりです。 ・回答集付属資料B-6をご参照ください。
394	17		(1)	1	(3)	(業務の内容) プロモーション業務として、PR方針に基づいた～とありますが、作成部数、配布先、提示期間等についてはどのようにお考えですか。 (例) 500部を市の施設に年4回 行う等 規模、期間、年間スケジュール等について	回答集付属資料B-6をご参照ください。
395	17		(1)	1	(3)	(業務の内容) プロモーション業務の回数、ポスター枚数(館外用も含むのか?)の内容を明示していただけるのか? それとも内容提案が評価項目とされるのか? 考え方を示されたい。	回答集付属資料B-6をご参照ください。
396	17		(1)	1	(3)	(業務の内容) ポスター、チラシ等の掲示場所は、本施設館内と考えてよろしいのでしょうか。	回答集付属資料B-6をご参照ください。
397	18		(1)	1	(4)	(業務の内容) 消耗品の購入支払は運営会社で行うのでしょうか。 この場合、金銭管理が発生するのですが、その取扱に関する取決めについては、どのようにお考えでしょうか。 また、市側と運営側の備品の切り分けについては、どのようにお考えでしょうか。	図書館において、市は運営を担当する業務において必要な消耗品の管理・発注・支払いをいたします。また、選定事業者が運営を担当する業務において必要とされる消耗品(利用者が使用するものを含む)については、選定事業者自身で管理・発注・支払いをすることを想定しています。ゆえに、市・選定事業者それぞれの消耗品の区分は、可能であると考えております。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
398	18		(1)	1	(4)	<p>(業務の内容) 消耗品の購入・支払いとありますが、市の職員が利用する備品の全ての購入を意味するのでしょうか。その場合、予め必要な備品リストは入札説明書に明示されるのでしょうか。</p> <p>また、消耗品とは図書も含まれるのか等、具体的に何を示すのか不明確です。この点も入札説明書に明示されるのでしょうか。</p>	<p>図書館において、市は運営を担当する業務において必要な消耗品の管理・発注・支払いをいたします。また、選定事業者が運営を担当する業務において必要とされる消耗品(利用者が使用するものを含む)については、選定事業者自身で管理・発注・支払いをすることを想定しています。ゆえに、市・選定事業者それぞれの消耗品の区分は、可能であると考えております。</p> <p>また、図書等は消耗品には含まれません。</p>
399	19		(1)	1	(5)	<p>(要求水準) 季節や時間等に変動が～とありますが、夏季休暇など受験生への対策は、現在どのように実施されているか教えて下さい。</p> <p>通期で受験生の利用者数があれば頂きたい</p> <p>図書館営業日が年間300日とありますが、実際の休館日などを含め年間スケジュールの雛形を示して頂きたい。</p> <p>ここで問われるサービスの定義について、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>受験生対策としては、学校の休暇時の午前9時から午後5時まで学習室(席数70)を開放し、それ以外においては午後のみ開放しております。受験生の利用者数は不明です。</p> <p>また、新図書館においては、勤労青少年ホームの講座室において午後4時まで受験生用の利用を想定しています。</p> <p>休館日については、条例及び規則で制定します。なお、図書館休館日は回答集付属資料B-2をご参照ください。</p> <p>ここでいうサービスは、図書館運営にかかる全ての業務と考えております。</p>
400	20		(1)	1	(6)	<p>既存市立図書館の図書館システムについて教えて下さい。</p> <p>メーカー 導入時期 オリジナルで開発したシステムか、または、購入したシステムか</p>	<p>現在契約しているメーカーは日本電気リース(株)中部支店で、リース期間は平成14年1月までです。以降についてのメーカーは未定ですが、現リース契約は、平成16年2月(但し、開館まで延長可能)までです。また、システムは購入したものです。</p>
401	20		(1)	1	(6)	<p>(業務の内容) コンピューターシステムの整備業務は、本PFI事業の対象外と読み取れますが、かような理解で宜しいのでしょうか。</p> <p>システム整備は市が別途発注されるのであれば、その時期および別途発注業務の業務内容は、入札説明書に明記されると考えて宜しいのでしょうか。</p> <p>システムそのものの内容と少なからず関連性のある業務が、本要求水準書(案)に記載されていますが、システムが発注される企業名はいつ、どのような形で公表されるのでしょうか。</p>	<p>コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。回答集付属資料B-7をご参照の上、ご意見を招請いたします。</p>
402	20		(1)	1	(6)	<p>(業務の内容) コンピューターシステムの構築・導入(又は発注)・保守管理業務は、事業者の業務範囲であり、その費用は「市が支払うサービス料」に含まれるとして良いのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
403	20		(1)	1	(6)	<p>(業務の内容) 利用者への機器操作指導・研修とはどの程度のものでお考えになっておりますか(研修室などでPC数台を設置しての集合研修なのか、個人指導型研修なのか)</p>	<p>利用者に対する指導・研修は、随時遂行し、コンピューター操作に不慣れな利用者が機器を利用できるようになる到達レベルを想定しています。</p> <p>なお、設置機器の台数については、要求水準に応じて、応募者の提案に委ねるものです。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
404	20		(1)	1	(6)	(業務の内容) 事業者の業務として、コンピューターシステムの保守・管理とありますが、ソフトの陳腐化によるバージョンアップなど更新に係る費用負担はどのように考えたらよろしいでしょうか。	技術革新に伴うリスクと想定されますので、その費用の分担について、ご意見を招請いたします。
405	20		(1)	1	(6)	(業務の内容) 市職員への機器操作指導・研修を行ったうえで、市職員の操作ミスによるシステムダウンが発生した場合、復旧作業に掛かる費用、期間に対する市の考えをお教えてください。	明らかに市職員が行ったことによるリスクは、市が負います。
406	20		(1)	1	(6)	(業務の内容) 「職員への機器操作指導・研修」とありますが、事業者によるシステム導入・更新時の指導・研修後は、特に当該業務は発生しないとの認識でよいでしょうか。また、「利用者への機器操作指導・研修」について、研修の頻度、対象人数、使用機器、目標到達レベルについて水準をお示ください。	職員への指導等のご質問のとおりです。 利用者に対する指導・研修は、随時遂行し、コンピューター操作に不慣れな利用者が機器を利用できるようになる到達レベルを想定しています。 なお、設置機器の台数については、要求水準に応じて、応募者の提案に委ねるものとします。
407	20		(1)	1	(6)	(業務の内容) 「利用者への機器操作指導・研修をする。」とありますが、何についての研修を実施するのでしょうか？	利用者に対する指導・研修は、随時遂行し、コンピューター操作に不慣れな利用者が機器を利用できるようになる到達レベルを想定しています。 なお、設置機器の台数については、要求水準に応じて、応募者の提案に委ねるものとします。
408	20		(1)	1	(6)	(要求水準) コンピュータの専門知識を有すべきなのは、現場に常駐する職員、応募者たる企業、協力企業などの委託先のいずれでしょうか。また、専門知識の有無はどのように判定するのでしょうか。	業務の遂行が可能であれば、専門知識を有すものの配置及び所属は、応募者の判断に委ねます。 なお、専門知識は、業務要求水準を満たしていただければ結構です。
409	20		(1)	1	(6)	(要求水準) 「常に他館とのネットワークが構築できる水準を保つ。」とありますが、どのような技術のネットワーク接続なのでしょうか？ また、接続相手の接続手段が変化した場合はどうするのでしょうか？ また他館とは国立国会図書館・ネットを公開している公立や大学図書館・新刊書でしょうか？	他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあえばネットワークを構築していただくことを想定しています。 なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態を保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を承ります。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項			回答	
410	20		(1)	1	(6)	(その他) 「新聞・百科事典・法律等データベース化されたものは、事務室・郷土資料室・レファレンスカウンター・IT コーナーで見られるようにする。」とありますが、どのような媒体でしょうか？(CD-ROM・DVD、インターネット、有料オンラインデータベースなど)	提供頂く媒体は、応募者の提案に委ねるものです。なお、提供される媒体に応じた機器を御用意頂くことを想定しています。なお、ご質問は技術革新に伴うリスクが生じると考えられますので、ご意見の招請をいたします。
411	20		(1)	1	(6)	(その他) 新聞・百科事典などのオンラインデータベースの閲覧費用の負担者は誰でしょうか。	オンラインデータベースの活用は技術革新に伴うリスクが生じるため、その活用を含めたシステム全体に対してご意見を承り、入札説明書へ反映することを予定しております。
412	21		(1)	2	(1)	(業務の内容) 運営・サービス方針とはどの程度具体的なものをお考えでしょうか。	回答集付属資料B-2、B-4をご参照ください。
413	22		(1)	2	(2)	(業務の内容) カウンターが混み合わないようにする為の窓口数、対応人員、設備数等決定する為に利用人員の想定が必要と思われます。想定の利用者数を明示してもらえるのか？	回答集付属資料A-5をご参照ください。
414	22		(1)	2	(2)	(業務の内容) イベント時の案内とありますが、図書館施設の利用のなかに、お話し会などを開催しているケースがあると聞きますが、三重県全体における現状について教えて下さい。	現在、現図書館で行っているイベントについては、回答集付属資料B-6をご参照ください。 三重県全体の現状については、『図書館年鑑2000』（日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編）をご参照ください。
415	22		(1)	2	(2)	(業務の内容) 「カウンター業務の総合調整」とありますが、具体的にはどのような業務内容となるのですか。	カウンターが混み合っている場合、他のカウンターへ利用者を振り分けたり、多忙時と閑散時にカウンター担当人員を増減することなどを想定しています。
416	23		(1)	2	(3)	現在の貸出券保有者数はどのくらいか。	回答集付属資料A-5をご覧ください。
417	23		(1)	2	(3)	(業務の内容) 登録要件は、桑名市民もしくは市内在勤者のみなのか、他市町村民も登録可能なのでしょうか。	貸出券の発行範囲は、桑名市に在住・在勤・在校及び桑名郡・員弁郡・朝日町・川越町の居住者とします(回答集付属資料B-4をご参照ください)。 また、本業務は平成15年度を目的に個人認証基盤によるIDカードの導入により、業務要求水準の変更を伴う可能性があります。詳細は、回答集付属資料B-9(2)をご参照ください。
418	23		(1)	2	(3)	(業務の内容) 申請書の作成や貸出券の発行などが挙げられておりますが、作成コストの観点から、消耗品の利用率を具体的な備品類を挙げて教えて下さい。	消耗品費の過去5年間の実績値を回答集付属資料A-3にて、また回答集付属資料Aにてその他統計資料等を示しておりますので、御判断ください。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
419	23		(1)	2	(3)	<p>(業務の内容) 初年度に再発行される貸し出し券の想定枚数は何枚でしょうか。</p> <p>また、説明会にて「バーコードは別」とのご説明がありましたが、図書のバーコードの作成は、業務範囲外で市の業務範囲に入るとの理解で宜しいのでしょうか。</p>	<p>利用者予想につきましては、回答集付属資料A-5をご参照ください。</p> <p>説明会ではバーコードについてご質問のようなお答えは一切しておりません。なお、バーコード作成業務も選定事業者の業務に含まれます。</p> <p>また、本業務は平成15年度を目途に個人認証基盤によるIDカードの導入により、業務要求水準の変更を伴う可能性があります。詳細は、回答集付属資料B-9をご参照ください。</p>
420	23		(1)	2	(3)	<p>(その他) 「貸出券は、初年度は全て再発行する。」とありますが、既登録利用者に対して開業日で全件発行するのでしょうか？ またその新貸出券をどのような手段で本人に渡すのでしょうか？</p>	<p>新貸出券を発行する旨は市で事前に利用者へ告知し、選定事業者において開業前の準備期間も含めて初年度の再発行を行うことを想定しています。また、発券の方法につきましては、選定事業者の判断に委ねます。</p>
421	23		(1)	2	(3)	<p>(その他) 「更新を毎年する。」とありますが、有効期間が12ヶ月という意味でしょうか？</p>	<p>そのように想定しています。</p>
422	24		(1)	2	(4)	<p>現状の図書館に関して下記の事項をお教え願います。 (1)図書の貸出、返却状況 (2)督促対象者への対処方法 (3)督促対象者からの返却率</p>	<p>回答集付属資料A-2、A-9(3)、A-9(4)、B-4をご参照ください。</p>
423	24		(1)	2	(4)	<p>(業務の内容) 貸出・返却の処理は、図書システムの内容に大きくかわると思われそうですが、システムとの係わり合いについて、どのようにお考えかお尋ねします。 システム整備業務がPFI事業の業務と切り離された場合、別途整備されるシステムの内容はいつ、どのような方法で公表されるのでしょうか。</p>	<p>コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。回答集付属資料B-7をご参照の上、ご意見を招請いたします。</p>
424	24		(1)	2	(4)	<p>(業務の内容) 図書とAV関連の各貸出し最大期間は何日間(もしくは何週間)でしょうか。</p>	<p>15日間を想定しています。</p>
425	24		(1)	2	(4)	<p>(業務の内容) インターネット及びCD-ROMの利用支援の具体的な意味について教えて下さい。 督促について、方法の企画・決定の内容について教えて下さい。</p>	<p>コンピュータに不慣れな利用者にインターネット接続の方法やCD-ROM使用ができるよう、支援することを意味しております。 また督促の方法・決定に関しては、回答集付属資料B-4をご参照ください。</p>
426	24		(1)	2	(4)	<p>(業務の内容) 通常の督促は1週間に1度することになっていますが、徹底した督促とは、どのような業務を行うことを想定しているのでしょうか。</p>	<p>督促につきましては、回答集付属資料B-4をご参照ください。</p>
427	24		(1)	2	(4)	<p>(業務の内容) 事業者が行う督促にかかる通信費の負担主体は市・事業者のいずれでしょうか。</p>	<p>督促にかかる業務は事業者の範囲に入りますので、通信費は原則事業者側の負担となります。 但し、電話代・ファックス代・電子メールにかかる費用は実績払いに含まれますので、市が支払います。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
428	24		(1)	2	(4)	(業務の内容) 「IT 機器使用の割り振りをする。」「IT 機器申込み用紙等の作成をする。」とありますが、ITコーナーのインターネット用パソコンのみでしょうか？	ITコーナーに設置されたインターネット用パソコンとCD-ROM用パソコンと両方を指します。
429	25		(1)	2	(5)	(業務の内容) 市民からの購入リクエスト要求を、電子メールで受付けて双方向で対応する予定はないのでしょうか。 また市民からの予約リクエスト申込みを館内のOPACから予約受けできる機能を持たせる予定はないのでしょうか。	利用者からの購入リクエストは、電子メールを受付けることも想定しております。詳細は回答集付属資料B-4をご参照ください。 また本質問は、技術革新の伴うリスクとして考えられますので、ご意見を招請したいと考えております。
430	25		(1)	2	(5)	(業務の内容) 現在行われている、リクエスト処理受入後の利用者への連絡手段をご教示ください。 また、本事業において当該連絡にかかる通信費の負担主体は市・事業者のいずれでしょうか。	現在、リクエスト連絡は電話で行っております。 リクエストにかかる業務は事業者の範囲に入りますので、通信費は原則事業者側の負担となります。ただし、電話代・ファックス代・電子メールにかかる費用は実績払いに含まれますので、市が支払います。
431	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 「料金徴収の規定がある場合は、徴収する」とあるが、金銭出納管理の責任者は市職員と考えてよいか？	ご質問のとおりです。
432	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 料金規定のある場合は、徴収するとありますが、金銭取扱方法及びその責任の所在についてどのようにお考えでしょうか。 領収証の発行をともなう場合は、どのように取扱のでしょうか。	料金は市が条例・規則において設定します。また、料金徴収は選定事業者の業務にて執り行い、徴収した料金は市へ納入していただきます。従いまして、領収書は市の規定のものを発行していただきます。
433	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 図書等の相互貸借に伴う他館への図書等の送付代金は市の負担と考えてよろしいのでしょうか。	市が負担することは想定しておりません。相互貸借の費用を負担する必要がある場合は、利用者の実費負担となります。その費用を選定事業者が利用者から徴収し、送付代金に充てます。
434	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 図書等の相互貸借に伴い発生する料金徴収業務は選定事業者が行い、その料金は市の収入と考えてよろしいのでしょうか。	相互貸借の費用を負担する必要がある場合は、利用者の実費負担となります。その費用を選定事業者が利用者から徴収し、送付代金に充てます。
435	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 相互貸借業務にかかる配送料負担が発生する場合、費用の負担主体は市・事業者のいずれでしょうか。	相互貸借の費用を負担する必要がある場合は、利用者の実費負担となります。その費用を選定事業者が利用者から徴収し、送付代金に充てます。
436	26		(1)	2	(6)	(業務の内容) 相互貸借業務について、利用者から諸費用を徴収した場合、市の収入との理解でよいですか。(公金取扱規程の対象でしょうか。) 事業者は、現金及び伝票を市職員に毎日お渡しすることで業務終了となり、現金管理業務、集計・経理業務は行わないとの理解でよいでしょうか。	相互貸借の費用を負担する必要がある場合は、利用者の実費負担となります。その費用を選定事業者が利用者から徴収し、送付代金に充てます。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
437	26		(1)	2	(6)	<p>(業務の内容) 「他館へ図書等の貸し出しをする。」とありますが、他館とは館種・地域等を具体的に限定するのでしょうか？ また相互貸借で発生する物流手段および費用負担の規則、またサービスの限界についてはどのような規則でしょうか？</p>	<p>他館の限定はありません。公立及び大学等図書館を全て含みます。</p> <p>相互貸借は通常郵送で行われます。相互貸借の費用を負担する必要がある場合は、利用者の実費負担となります。その費用を選定事業者が利用者から徴収し、送付代金に充てます。</p>
438	27		(1)	2	(7)	<p>(業務の内容) 「索引等レファレンスに必要なデータの入力をする。」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか？</p>	<p>選定事業者において提供されるレファレンス業務において、その対応に必要とされるデータを入力することとなります。そのデータの具体的内容は、レファレンス業務の要求水準が確保される範囲において、応募者の提案に委ねられるものと想定しています。</p> <p>回答集付属資料B-4をご参照ください。</p>
439	27		(1)	2	(7)	<p>(その他) 「郷土資料スペースは、主としてレファレンス者の監督下に置く」とあるが具体的にどのような意味か？</p>	<p>郷土資料スペース利用者への対応、盗難防止、利用制限などを想定しています。</p>
440	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) 料金徴収する場合について、金銭取扱方法及びその責任の所在についてどのようにお考えでしょうか。 領収証の発行をともなう場合は、どのように取扱のでしょうか。 金銭の取扱に関する指針や市と事業者の役割分担を明確にして</p>	<p>料金は市が条例・規則において設定します。また、料金徴収は選定事業者の業務にて執り行い、徴収した料金は市へ納入していただき、出納管理責任は市において負うものと想定しています。従いまして、領収書は市の規定のものを発行していただきます。</p>
441	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) 複写機をコイン式にした場合は不要となっていますが、コイン式にすると、複写希望者各自が複写をすることになり、事業者がコピーの内容を確認できず、著作権の問題が発生する可能性が有ると思われませんが、どのような考えで、このような業務内容にしたのでしょうか。市の考えをお教えてください。</p>	<p>コイン式を採用した場合、複写行為は利用者が行いますが、複写の申請書は提出してもらいますので、著作権法上は問題ないと考えます。</p>
442	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) 複写業務について、利用者から諸費用を徴収した場合、市の収入との理解でよいですか。(公金取扱規程の対象でしょうか。) 事業者は、現金及び伝票を市職員に毎日お渡しすることで業務終了となり、現金管理業務、集計・経理業務は行わないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>料金は市が条例及び規則において設定します。また、料金徴収は選定事業者の業務にて執り行い、徴収した料金は市へ納入していただき、出納管理責任は市において負うものと想定しています。従いまして、領収書は市の規定のものを発行していただきます。</p>
443	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) インターネットからのプリントアウトサービスの実施場所は、学習スペースの「受付カウンター」(添付資料2のp19)での業務であると読みとれます。 一方、複写サービスについては「レファレンスカウンター」(添付資料2のp15)の「ファックス兼用コピー機(コイン式可)」でレファレンサーが行う、との想定でしょうか。</p>	<p>インターネットからのプリントアウトはご質問のとおりです。 複写サービスを行う人選につきましては、選定事業者のご判断に委ねるものです。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項			回答	
444	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) 「複写を行い、料金の徴収をする。(複写機をコイン式にした場合は不要)」「インターネットからのプリントアウトサービスに係る諸費用の徴収をする。」とありますが、徴収される料金設定は市の決定でしょうか？また収入はどこに収めるのでしょうか？</p>	<p>料金は市が条例及び規則において設定します。また、料金徴収は選定事業者の業務にて執り行い、徴収した料金は市へ納入していただき、出納管理責任は市において負うものと想定しています。従いまして、領収書は市の規定のものを発行していただきます。</p>
445	28		(1)	2	(8)	<p>(業務の内容) 「インターネットからのプリントアウトサービスに係る諸費用の徴収をする。」とありますが、利用者が自らプリントアウトするものへの課金なのでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
446	29		(1)	2	(9)	<p>(業務の内容) 施設の利用状況としてパソコンソフトを用いて把握すべき項目はどのような内容でしょうか。</p>	<p>回答集付属資料B-7をご参照ください。</p>
447	29		(1)	2	(9)	<p>(業務の内容) 「利用状況を把握するパソコンソフトの作成をする。」とありますが、対象施設は研修室・対面朗読室ですべてでしょうか？施設予約、利用実績、利用料金収入等の管理業務の内容などでしょうか？管理ソフトは学習スペースのみで運用されるのでしょうか？</p>	<p>利用状況を把握する必要がある対象施設は、図書館が管理する全ての施設とします。</p> <p>利用状況の把握を要する具体的内容は、回答集付属資料A-1、A-2、B-7をご参照ください。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
448	30		(1)	2	(10)	<p>(業務の内容) 「図書館のホームページの企画・作成・更新をする。」とありますが、更新周期の基準は設定されていますでしょうか？</p>	<p>ホームページの更新周期は要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断に委ねるものと想定しています。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
449	30		(1)	2	(10)	<p>(業務の内容) ホームページ発信のためのインターネット接続プロバイダ業者は具体的でしょうか？</p>	<p>プロバイダーの選択に関し、市において具体的に定めるものでなく、要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断に委ねるものと想定します。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
450	30		(1)	2	(10)	<p>(業務の内容) インターネット接続用の回線の選定・契約について具体的にしていただけますか？回線スピード・品質などの指針はありますか？</p>	<p>接続回線の選定・契約に関し、市において具体的に定めるものでなく、要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断に委ねるものと想定します。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
451	30		(1)	2	(10)	<p>(業務の内容) インターネット接続のための通信費用は事業者負担でしょうか？</p>	<p>接続にかかる費用はその実績額を市が負担するものと想定しています。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項			回答
452	30		(1)	2	(10)	<p>(要求水準) インターネットホームページにおける情報更新頻度の目安はどの程度になりますでしょうか。</p> <p>ホームページの更新周期は要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断に委ねるものと想定しています。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
453	30		(1)	2	(10)	<p>(その他) 「インターネットの内容は、図書館に相応しくないものは排除する処置をする。」とありますが、何か具体的な基準をお示しいただけますでしょうか？またその基準は不変でしょうか？</p> <p>回答集付属資料B-7をご参照ください。但し、時勢に応じてその基準が変更することを想定しております。</p> <p>なお、本質問は、技術革新を伴うリスクが発生するものと考えられますので、ご意見を招請いたします。</p>
454	31		(1)	3		<p>図書等の所有権は市なのでしょくか、それとも選定事業者なのでしょくか。選定事業者の場合、30年後のPFI事業契約終了時点における扱いはどうなるのでしょくか。</p> <p>開業に伴い選定事業者に購入頂く図書等における所有権は選定事業者に所属するものですが、事業期間終了時には、その時点で所蔵されている図書等を市へ無償譲渡していただくこととなります。</p> <p>既存図書館の蔵書等の一部を新図書館へ移して利用することとなると思われますが、この蔵書等の選定、運搬は市・選定事業者どちらの業務担当となるのでしょくか。</p> <p>現図書館からの移設に伴う蔵書選定及び運搬は市の担当する業務です。</p>
455	31		(1)	3		<p>図書等の購入代金の支払は市・事業者いずれの負担ですか。(市のご負担であれば、発注や納品書との照合に関する最終確認は、市が行われるとの認識でよいでしょくか。)</p> <p>図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。</p> <p>従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えますが、その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
456	31		(1)	3		<p>購入資料の支払い行為は桑名市・事業者のどちらですか。</p> <p>図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。</p> <p>従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えますが、その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
457	31		(1)	3		<p>図書等の購入費用は選定事業者の負担と考えてよろしいのでしょくか。</p> <p>図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。</p> <p>従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えますが、その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
458	31		(1)	3		<p>図書の購入費用は、市が負担すると理解してよいか。</p> <p>図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。</p> <p>従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えますが、その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
459	31		(1)	3		発注検品業務は事業者ですが、図書購入費、CD-ROMやDVDの購入費は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。
460	31		(1)	3		図書の購入費は、今回のPFI入札の対象外で、別途市が負担すると理解しているが、良いか？	図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。
461	31		(1)	3		平成13年度末現在の蔵書14万点と開館準備以降購入する図書の財産としての所有者は市か事業者か。その所有者が異なる場合、蔵書データ上、その区別の情報が必要と思うが、いかがか。	現図書館に収蔵し移転される図書等及び事業期間中に寄贈される図書等については市の所有に属し、開業に伴い選定事業者に購入頂く図書等における所有権は選定事業者に所属することを想定していません。事業期間終了時には、その時点で所蔵されている図書等について市へ無償譲渡していただくこととなります。 なお、バーコード等による所有者の区分は必要と考えております。
462	31		(1)	3		蔵書は現状：約14万点、開館時：20万点（開館時新規購入：6万点）の予定ですが、現蔵書：約14万点は多少の除籍があったにしろ、基本的に新図書館に移設して活用する方針でしょうか。	ご質問のとおりです。
463	31		(1)	3	(1)	(業務の内容) 開館までに購入する図書等、6万点の内訳＝図書、AV等をお示しいただけないか？	回答集付属資料A-9(2)をご参照ください。
464	31		(1)	3	(1)	(業務の内容) 開館までの6万冊選定の内訳をお示してください。(AV、CD、雑誌等)	回答集付属資料A-9(2)をご参照ください。
465	31 32		(1)	3	(1) (2)	(要求水準) 市より収集方針が示される以上、購入計画の立案、図書の選定・発注を行うにあたっては、「本のエキスパート」である書店等のスタッフを出向等により活用することが、効率的な事業運営に資するとも考えられます。図書等の選定業務や(2)に示される発注業務について、事業者が書店等のスタッフを活用することにつき、市の認識をお示しください。	書店等のスタッフの出向や活用等の運営体制の確保については、応募者の提案によることであると考えます。
466	32		(1)	3	(2)	(業務の内容) 図書等、また、マーク等書誌データの購入代金の請求・支払方法はどのようになるのか。 市から事業者に一括して、一旦支払われた後、発注先に事業者から支払われるのか？	図書等の購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項			回答	
467	32		(1)	3	(2)	<p>(業務の内容) 事業者の発注業務とは図書購入の注文者になるのか注文者の代行業務をするのか不明です。 つまり、図書、蔵書は現状の14万点を含めて全ての所有者は市なのか事業者なのか明確にしていきたい。</p>	<p>図書等の発注・購入は選定事業者の業務であり、その購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p> <p>なお、現図書館に収蔵し移転される図書等及び事業期間中に寄贈される図書等については市の所有に属し、開業に伴い選定事業者に購入頂く図書等における所有権は選定事業者に所属するものと想定しています。</p>
468	32		(1)	3	(2)	<p>(業務の内容) 図書等の発注・受入業務について記載されていますが、図書の購入業務は、市または選定事業者どちらの業務でしょうか、お示し下さい。 また、図書等の購入費と市から支払われるサービス料の関係をお示し下さい。</p>	<p>図書等の発注・購入は選定事業者の業務であり、その購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
469	32		(1)	3	(2)	<p>(その他) 「発注の流れ」において、「発注(事業者)」、「受入(事業者)」とありますが、図書等の所有(支払)は市が行うのですか。</p>	<p>図書等の発注・購入は選定事業者の業務であり、その購入費用は、選定事業者の負担といたします。 従いまして、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
470	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化(CD-ROM等)をする」「伝統行事資料をデジタル化(CD-ROM等)をする」点に関し経費試算の根拠として必要と思うが、デジタル化する資料の範囲、量は示されるのか？</p>	<p>枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請いたします。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。</p>
471	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 購入資料の装備内容は？</p>	<p>図書は書架への分類ラベル、フィルムコート、バーコードを想定しております。 AV資料は分類ラベル、バーコードを想定しています。</p>
472	33		(1)	3	(3)	<p>転用資料について 開館時に既存の資料を転用すると思われるが何冊転用を予定しますか？ また転用図書の梱包・運搬・装備・データ作成等の費用はどのように算定すればよろしいですか。</p>	<p>現図書館から移動する図書は約14万冊を予定しています。移転に係る業務及び費用は全て市において負担します。</p>
473	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 郷土資料・古文書関係のデジタル化の冊数または頁数がわかる範囲でおしえて下さい。</p>	<p>枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請したいと考えております。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
474	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) (参考)全館内の図書等の蔵書予定 現状(H13年度末)...約14万点 開館時...約20万点 開館3年後...約25万点 開館4年以降...年間1万冊購入 とありますが、現図書館の書籍等については全て廃棄処分しないものとして考え、開館時に約6万点の書籍等を事業者が購入するものと考えてよろしいのでしょうか。あるいは、廃棄処分する書籍数を考慮し、6万点プラス廃棄書籍数の合計を初期購入冊数と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>開館時まで約6万点の図書等を選定事業者に購入頂くことと想定しており、以降、蔵書予定数にあわせて、選定事業者に必要な数を購入頂くことを想定しています。従って、図書等の購入費用は、選定事業者の負担とし、市はそのサービスについて対価を支払うものと考えます。その際の金利リスクやサービス対価の考え方等につきましては、ご意見を招請し、それらを踏まえ入札説明書公表時にご提示いたします。</p>
475	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化(CD-ROM等)をする」、「伝統行事等資料をデジタル化(CD-ROM等)をする」とありますが、これらは画像データとして保存するのでしょうか。それともテキストデータとして保存するのでしょうか。 また、蔵書数はどの程度になるのでしょうか。</p> <p>また、基本構想・基本計画(p4)には、「伝統行事などはデジタル化し、映像モニターで見られるようにする」とありますが、これは「伝統行事」をデジタル映像として撮影し、保存のするのでしょうか。それとも既存の映像をデジタル化することなのでしょうか。</p>	<p>郷土資料の画像データの保存を想定しています。 枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請したいと考えております。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。</p>
476	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 「検索や統計が容易となるようなデータベースの構築」は、図書システムの内容に大きくかわると思われそうですが、システムとの係わり合いについて、どのようにお考えかお尋ねします。 システム整備業務がPFI事業の業務と切り離された場合、別途整備されるシステムの内容はいつ、どのような方法で公表されるのでしょうか。</p>	<p>コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。回答集付属資料B-7をご参照下さい。</p>
477	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) デジタル化に伴う検索・公開業務は、図書システムの内容に大きくかわると思われそうですが、システムとの係わり合いについて、どのようにお考えかお尋ねします。 デジタル化するだけが業務範囲という意味で理解して宜しいのですか。</p>	<p>コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。回答集付属資料B-7をご参照ください。 また、デジタル化以外の保存・閲覧等も選定事業者の業務に含まれます。回答集付属資料B-7をご参照ください。</p>
478	33		(1)	3	(3)	<p>(業務の内容) 「現状(H13年度末)約14万点」とありますが、現状のシステムよりデータを移行することになりますが、現行システムのデータ様式の開示または、パソコンのテキスト形式等なので提供されるのでしょうか。また移行にあたって蔵書点検等を実施され資料現物とデータが合致した後の移行でよろしいのでしょうか。</p>	<p>開業までの間に、現在の図書館で利用するシステムの発注について入札が行われる予定であるため、現時点で採用されるシステムについて公表することはできません。なお、その際の落札業者の事業期間は、本事業の開業準備期間までとなり、本事業への継続を義務付けるものではありません。 但し、システムのデータ様式は互換性が確保されるものとして、選定事業者にお渡しすることを想定しています。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
479	33		(1)	3	(3)	(業務の内容) 「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化(CD-ROM等)をする。」とありますが、対象とされる資料の量およびデジタル化する具体的な期間の設定、使用目的・解像度・保存形式などデジタル化の技術精度等を示していただけませんか？ またCD-ROMタイトル等の制作などのオーサリングまでも含めているのでしょうか？	枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請したいと考えております。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。 また、デジタル化の期間、使用目的、解像度、保存形式等の技術精度等については、技術革新リスクを伴うと考えられますので、ご意見を招請いたします。
480	33		(1)	3	(3)	(業務の内容) 「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化(CD-ROM等)をする。」とありますが、対象とされる資料の量およびデジタル化する具体的な期間の設定、使用目的・解像度・保存形式などデジタル化の技術精度等を示していただけませんか？ またCD-ROMタイトル等の制作などのオーサリングまでも含めているのでしょうか？	枚数につきましては、購入するCD-ROMと、デジタル化したCD-ROMの合計枚数です。 デジタル化数量は、回答集付属資料A-9(2)を参照してください。技術的なことにつきましては、ご意見を招請したいと考えております。 なお、現図書館に収蔵する各郷土資料は随時閲覧可能です。 また、デジタル化の期間、使用目的、解像度、保存形式等の技術精度等については、技術革新リスクを伴うと考えられますので、ご意見を招請いたします。
481	33		(1)	3	(3)	(要求水準) 「デジタル化は、専門知識を有する者が担当する。」とありますが、どのような専門知識なのでしょう？	古文書、郷土資料の知識及びコンピュータの知識の双方を有するものと想定します。
482	35		(1)	3	(5)	(要求水準) 「休館日に行い、特別には休館しない。」とありますが、年間開館日数300日を守れば、蔵書点検の為に、月1回(1日)の他に蔵書点検のための年1~2回休館日を設定してもよろしいのでしょうか？	休館日は市において条例及び規則で決定します。なお、回答集付属資料B-2をご参照ください。
483	37		(1)	3	(7)	(業務の内容) ネットワークの構築業務および関連したホームページからの検索・予約は、図書システムの内容に大きくかわると思われませんが、システムとの係わり合いについて、どのようにお考えかお尋ねします。 システム整備業務がPFI事業の業務と切り離された場合、別途整備されるシステムの内容はいつ、どのような方法で公表されるのでしょうか。	コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。回答集付属資料B-7をご参照の上、ご意見を招請いたします。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
484	37		(1)	3	(7)	<p>(業務の内容) ネットワークの構築業務において、「三重県立図書館や他館とのネットワークの構築」とあります。 このネットワークは三重県立図書館などで、既往のネットワークがあって、そこに加入し機能を整えるということでしょうか？ それとも、桑名図書館が音頭をとって全くないところから構築していくということでしょうか？</p>	<p>他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあればネットワークを構築していただくことを想定しています。</p> <p>なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態に保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を招請いたします。</p>
485	37		(1)	3	(7)	<p>(業務の内容) ネットワークの構築業務において、「三重県立図書館や他館とのネットワークの構築」とあります。 「他館」とは県内、中部圏内、国内全域のどの程度の範囲を考えていますか？</p>	<p>他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあればネットワークを構築していただくことを想定しています。</p> <p>なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態に保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を招請いたします。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
486	37		(1)	3	(7)	(業務の内容) 「三重県図書館や他館とのネットワークの構築をする」とありますがここでいう「他館」とはどの程度をさしますか。	他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあえばネットワークを構築していただくことを想定しています。 なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態に保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を招請いたします。
487	37		(1)	3	(7)	(業務の内容) 「三重県立図書館や他館とのネットワークの構築をする。」とありますが、技術的にどのようなネットワーク接続でしょうか？ また相手先図書館の接続方式が変化した場合どのような対応処置までを考えるのでしょうか？	他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあえばネットワークを構築していただくことを想定しています。 なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態に保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を招請いたします。
488	37		(1)	3	(7)	(業務の内容) 「マーク等書誌データのを使用をする。」とありますが、マークのネットワーク構築ということで、マーク会社とネットワーク利用でライセンス契約を締結すると言うことで理解してよろしいのでしょうか？ 利用する端末数は何台でしょうか？	マークは、市販の書誌データの事であり、ライセンス契約とは直接関係ありません。 また、端末台数は、要求水準を満たす範囲において、選定事業者の判断によります。
489	37		(1)	3	(7)	(要求水準) 「ネットワークが常に利用できる状態に保つ。」とありますが、ホームページ以外は業務時間内ということでしょうか？ またホームページは、サーバー保守等での運用停止は必要としてよろしいでしょうか？	回答集付属資料B-7をご参照ください。 なお、サーバーは24時間利用できる状態を想定しています。 サーバー保守、運用、更新等については技術革新リスクの伴うものと考えられますので、ご意見を招請いたします。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
490	37		(1)	3	(7)	(その他) いわゆるマークについて、「三重県立図書館や他館とのネットワークが構築できればマークの種類や手段にはこだわらない。」とのことだが、現有図書14万点の蔵書データと新設図書館で購入する図書のデータについて、仮にマークが変わった場合、その整合性について、どのように考えておられるか？	整合性のとれるシステムを選定事業者に御提供いただくものと考えております。
491	37		(1)	3	(7)	業務要求水準書(案)には「三重県立図書館や他館とのネットワークの構築をする」とあり、施設設計要求書(案)(p22)には「本庁とのランを可能とする」とありますが、セキュリティ等の面からも多くの課題があると考えられます。市がお考えになっているネットワークを用いた業務内容や他の図書館との連携内容、ネットワークの仕様などに関する詳細をお教え願います。	本庁とのLANは独立したもので、従って、他館とのネットワークとの接続がないため、セキュリティに問題はありません。 他館とは、三重県図書館総合目録ネットワーク参加館をさし、ネットワークは既に構築されているので、引き継いでいただきます。このシステムにつきましては三重県立図書館発行の説明書「三重県図書館総合目録ネットワーク参加館ガイドライン」を本質問回答集の閲覧期間に併せて閲覧対象とし、また、入札説明書公表時に再度閲覧に供する予定です。 また、国立国会図書館を中心とする全国の図書館とのネットワークは、条件さえあえばネットワークを構築していただくことを想定しています。 なお、回答集付属資料B-9(2)をご参照の上、国会図書館等とのネットワークについては、将来的な接続手段の変化を考慮し、常にネットワークが利用できる状態に保つことを条件とした場合のシステムの開発可能性の可否についてご意見を招請いたしません。
492	38		(2)			生活利便サービス施設において、御市より要求事項はございますか。(業種(サービス内容)、営業日、営業時間等)	独立採算部分ではありますが、公共施設利用者に便宜を図る施設であり、本図書館等施設の雰囲気と調和すべく、最低限の要求を、業務要求水準書(案)にて示したものです。従って、営業日、営業時間を含む運営時間等は本図書館等施設の開館時間と調和を図ることを前提とし、市の承諾を想定するものです。
493	38		(2)			生活利便サービス施設の例示として飲食施設、物販施設があげられていますが、これらの施設が望ましいということでしょうか？ 不適格と考える施設はどのようなものがありますか？	実施方針の別添資料3 業務要求水準書(案)にて示した内容が最低限の要求でありますので、その範囲内の施設が望ましいと考えます。
494	38		(2)			生活利便サービス施設の物販施設等の業種に制限などがございますでしょうか。また、事業期間中の生活利便サービス施設の業種および用途変更は可能でしょうか。	独立採算部分ではありますが、公共施設利用者に便宜を図る施設であり、本図書館等施設の雰囲気と調和すべく、最低限の要求を、実施方針の業務要求水準書(案)にて示したものです。 なお、物販施設等の業種及び事業期間中の用途変更等については、事前に市の承諾が必要です。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
495	38	(2)	(業務の内容) 施設の利用可能時間および日程は、核となる公共施設等のもと切り離して事業者の任意で設定できるのでしょうか。	独立採算部分ではありませんが、公共施設利用者に便宜を図る施設であり、本図書館等施設の雰囲気と調和すべく、最低限の要求を、実施方針の業務要求水準書(案)にて示したものです。従って、営業日、営業時間を含む運営時間等は本図書館等施設の開館時間と調和を図ることを前提とし、市の承諾を想定するものです。
496	39		この水準は選定事業者所有の備品等だけの水準か、それとも市所有の備品等も含んでいるのか？	選定事業者の調達する備品等の水準であり、市所有の備品等は含まれておりません。
497	39		事業者の調達する備品等について、これらの一部または全部を、リースによって調達してもよろしいでしょうか？	選定事業者が調達すべき備品・什器等についてリース方式を採用することを否定するものではありませんが、事業期間終了時に、市へ所有権を移転していただきます。
498	39		備品等は、事業者が更新することとされるのでしょうか？ その場合は、提案書の見積もりにおいて30年間の事業期間に亘って備品に対する要求水準は不変であると考えてよろしいでしょうか？ また、更新の時期等については事業者の判断に任されるものと考えてよろしいでしょうか？	選定事業者の調達する備品等の更新及びその時期に関する判断は、選定事業者の業務範囲であります。但し、要求水準が満たされることを前提とし、業務に支障なき状態の範囲であることを想定しています。 なお、提案書の見積りに際しては、事業期間にわたって備品等に対する要求水準は不変であるとして構いません。
318 (再掲)	10 39	(3)	必要備品 ここに記載されている備品等はすべて、別添資料3の【附属資料1】業務分担表(案) P.54「備品等調達・設置業務(1-4-1)」「備品・什器等保守管理業務(2-3-2)」に規定する選定事業者の業務分担となる備品・什器等であるという理解で宜しいでしょうか。 また建築計画にも必要であるため、市所有の備品・什器・造付け家具等の内容については開示して頂けるのでしょうか。	ご質問のとおりです。 実施方針の別添資料2 施設設計要求書(案)において、設計水準欄に記述があり、必要備品欄にその名称が記述されていない備品が、市の所有する備品等となりますので、ご参照ください。 また、市既存施設から移設する備品等については、回答集付属資料A-4をご参照下さい。
499	40	(3)	「蔵書点検端末」についてノートパソコン・ハンディターミナルなど購入備品とするなら何台位必要かお示しいただけますでしょうか？	選定事業者が行う業務分野における必要備品の種類・数量は、業務要求水準が満たされることを前提とし、応募者の提案の範囲と考えます。
500	40	(3)	「館内ネットワーク」についてネットワーク設計上の留意事項はありますか？バックボーンと支線の回線スピードなど。	技術仕様については、業務要求水準を満たす範囲において、応募者の提案の範囲と考えます。 なお、コンピュータシステム全体につきましては、回答集付属資料B-7をご参照頂き、ご意見を招請いたします。
501	40	(3)	「リモートメンテナンス」についてシステム保守の手段で必要都度接続しリモートメンテナンスは可能でしょうか？	技術仕様については、業務要求水準を満たす範囲において、応募者の提案の範囲と考えます。 なお、コンピュータシステム全体につきましては、回答集付属資料B-7をご参照頂き、ご意見を招請いたします。
502	40	(3)	利用者用パソコンの台数はご指示ありますでしょうか？	選定事業者が行う業務分野における必要備品の種類・数量は、業務要求水準が満たされることを前提とし、応募者の提案の範囲と考えます。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目	質問事項	回答
503	40	(3)	貸出券の仕様および資料のバーコードの仕様の設計は具体的には決定されているのであればおしめしてください。	業務要求水準が満たされることを前提とし、応募者の提案の範囲であると考えます。 但し、貸出券に関する近年の動向について、回答集付属資料B-9(2)をご参照ください。
504	40	(3) 全体	携帯電話禁止サイン 図書館及び付随施設において、携帯電話の使用が不可能な設備にすることも考えられますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。	物理的に不可能としたとしてもサインは要求水準の範囲に入ります。
505	40	(3) エントランス	本ページに掲載されている、BDS(盗難防止装置)とあるのは、装置の整備のみを意味するのでしょうか。 磁機ラベルの添付、磁気除去・再処理装置の整備等は、市の業務と判断して宜しいのですか？	設置に伴い生じる全ての業務を選定事業者の業務と想定しています(図書等の装備等一切を含む)。
506	40	(3) エントランス	BDS「盗難防止装置」とありますが、通路の数はご指示がありませんが、提案事項でしょうか？	ご質問のとおりです。
507	40	(3) エントランス	入館者自動カウンター 「入館者数の把握が可能なもの」とありますが、開館中現在の表示でしょうか。履歴を保存し後日統計・帳票出力も行うのでしょうか。	入館者の統計を取得するために必要とするものです。 機器については、要求水準を満たすことを前提として、応募者の提案の範囲であると考えます。
508	40	(3) 一般閲覧スペース	自動返却及び自動貸出が可能な機器 必要台数および貸出専用・貸出専用の区別に必要性などお示しいただけますか？	選定事業者が行う業務分野における必要備品の種類・数量は、業務要求水準が満たされることを前提として、応募者の提案の範囲と考えます。
509	40	(3) 一般閲覧スペース	自動返却及び自動貸出が可能な機器 自動貸出/返却装置の設置予定台数は何台でしょうか。 またこの装置は受付カウンター上に設置するのでしょうか。日本ではカウンター上には設置しないのが常ですが。	選定事業者が行う業務分野における必要備品の種類・数量及び設置場所は、業務要求水準が満たされることを前提として、応募者の提案の範囲と考えます。
510	42	(3) ITコーナー	「プリンター」についてITコーナーにしか記載がないようですが、各部屋に配置する台数は具体的にしていただけののでしょうか？ カラープリンターの要・不要はご指示ありますか？ レーザープリンター方式でよろしいのでしょうか？	選定事業者が行う業務分野における必要備品の種類・数量は、業務要求水準が満たされることを前提として、応募者の提案の範囲と考えます。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
511	54	附1				業務分担表のそれぞれの業務について、「現在すでに外部委託を行っているもの」と「現在は市が行っているが、本事業に伴い選定事業者に委託するもの」、「現在は業務として存在しておらず、本事業に伴い新たな業務として選定事業者に委託するもの」を公表して頂けないでしょうか？ これについて、「すでに外部委託しているもの」については委託先及び委託業務の収支状況を公表して頂けないでしょうか？ また、「現在は市が行っているが本事業に伴い選定事業者に委託するもの」について、現在業務に従事している人員を選定事業者が引き継ぐことはあるのでしょうか？	回答集付属資料A-7を参照ください。 本事業において選定事業者が行う業務分野において、既従事者の引継ぎは考えておりません。
512	54	附1				施設開業後の、市職員の配置予定についてお聞かせ下さい。(人数、役職など)市の想定した委託職員数についてもお願いします。 将来退職される職員の補充についての考え方を教えて下さい。	回答集付属資料A-8を参照ください。
513	54	附1	1		1-1-3	業務分担表の 事前調査業務の中で地盤調査、ボーリング調査、その他業務とあるが、その他の業務とは具体的にはどのような業務が発生し得るかご教示下さい。	入札説明書公表時にご提示します。
514	54	附1	1		1-1-3	「その他関連する業務」は抽象的表現であるため具体的業務とそれに係るコストを無視する可能性が高くなると思われますが、応募要綱では具体的な表示となりますか？	入札説明書公表時にご提示します。
515	54	附1	1		1-2-3	業務分担表の 設計業務の中で基本設計業務、実施設計業務、その他業務とあるが、その他業務とは具体的にはどのような業務が発生し得るかご教示下さい。	入札説明書公表時にご提示します。
516	54	附1	1		1-2-3	「その他関連する業務」は抽象的表現であるため具体的業務とそれに係るコストを無視する可能性が高くなると思われますが、応募要綱では具体的な表示となりますか？	入札説明書公表時にご提示します。
517	54 10	附1	2 (3)		2-3-2	この欄で「選定事業者所有の…」となっているが、リースで調達してもよいのか？	選定事業者が調達すべき備品・什器等についてリース方式を採用することを否定するものではありませんが、事業期間終了時に、市へ所有権を移転していただきます。
518	54	附1	1			選定事業者は市所有の備品等の調達・設置業務も行うのか？	市所有の備品等の調達・設置は市が行います。
519	54	附1	1			事業者の業務として、備品等調達がありますが、その備品の所有は事業者側と解釈してよいのでしょうか。 その際、リースによる調達も可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
520	54	附1	1		1-4-2	業務分担表の 備品等調達・設置業務の中で備品等調達・設置業務、その他業務とあるが、その他業務とは具体的にはどのような業務が発生し得るかご教示下さい。	入札説明書公表時にご提示します。

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
521	54	附1	1		1-4-2	「その他関連する業務」は抽象的表現であるため具体的業務とそれに係るコストを無視する可能性が高くなると思われますが、応募要綱では具体的な表示となりますか？	入札説明書公表時にご提示します。
522	55	附1	3			<p>PFI移行後、市の職員様の体制について教えて下さい。(人数・権限の管理・責任者等)</p> <p>また、責任の観点において、市側としてはどこまでをお考えになっていますか。(指揮命令者の設置等)</p>	図書館は、館長を含む5名を想定していません。図書館運営に関しては、最終責任は市が任命する館長がその責を負います。館長の下に、図書館業務における指揮命令者の設置等は想定しておりませんが、業務遂行において発生するリスクはリスク分擔表に基づき、市及び選定事業者間で分擔するものと想定しております。
523	55	附1	3			<p>図書館については、市職員と選定事業者(又は再委託先)職員とが混合した運営体制となつと思つますが、市職員の業務分擔は方針決定や業務遂行状況を管理することであり、直接、カウンター業務等の対利用者サービス、資料収集・整理、蔵書点検等は行わないという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また市職員は何人体制(正職、嘱託、臨時)で運営を行うことを想定しているのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p> <p>館長を含む5名を想定しています。</p>
524	55	附1	3	消耗品等管理業務		<p>本(案)に示された分擔とすると、例えばコピー関連消耗品(トナーやコピー用紙)は、同じ図書館内で官民が別々に管理・発注・支払をするということになり、官民で事務管理コストが重複すると思つれます。</p> <p>特殊な消耗品である利用者カード等は別として一般的な事務消耗品については、保健センター・勤労青少年ホームの消耗品とあわせて、市が費用負担されることが効率的と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>この場合、市の指揮命令下で、事務処理のみを事業者が行うことは、役割分擔上、十分合理的なものと思つれます。</p>	<p>図書館において、市は運営を担当する業務において必要な消耗品の管理・発注・支払をいたします。また、選定事業者が運営を担当する業務において必要とされる消耗品(利用者が使用するものを含む)については、選定事業者自身で管理・発注・支払をすることを想定しています。ゆえに、市・選定事業者それぞれの消耗品の区分は、可能であると考えております。</p> <p>なお、図書館以外で市が運営を行う施設については、市が必要な消耗品の管理・発注・支払を行うものです。</p>
525	55	附1	3		3-1-10	「図書館運営協議会に関する事務」とありますが、図書館法第14条にもとづく「図書館協議会」を設置すると解釈してよろしいのでしょうか？	ご質問のとおりです。
526	55	附1	3	庶務業務		<p>図書館運営業務の 総括的業務「庶務業務」における、貴市の職員様の勤務体制をご教示ください。</p> <p>すべての図書館開館日、閉館日に関わらず、貴市職員様はどなたか一人でも出勤されているのでしょうか。</p>	<p>図書館は、館長を含む5名を想定していません。</p> <p>開館日及び休館日のうち職員出勤日において市職員が必ず出勤をします。</p>
527	55	附1	3		3-1-43	<p>図書館運営業務の 総括的業務「庶務業務」における、貴市が業務担当する「電話対応」業務の範囲についてご教示ください。</p> <p>図書館にかかってくる電話すべての一次対応を指しているのでしょうか。また、もしそうでない場合は、どこまでの対応を担当していただけるのでしょうか。</p>	<p>外線による受け取りは選定事業者が行い、必要に応じて市職員への接続を行うことを想定しています。</p> <p>市職員は本庁との内線電話を担当とし、三重県立図書館等との連絡調整の必要に応じ市職員により外部へ連絡を行うことと想定しています。</p>

< 別添資料3 業務要求水準書(案) >

No.	頁 No.	項目				質問事項	回答
528	55 58	附1	3 4			コンピューターシステムについて、市が別途発注する場合、どのような方法で、どのようなスケジュールで、どのような選定基準で、発注先を、お決めになるのか参考までにお教えください。	コンピューターシステムの整備業務は選定事業者の業務範囲です。 なお、コンピュータシステム全体につきましては、回答集付属資料B-7をご参照の上、ご意見を招請いたします。
529	56	附1	3		3-2-17 3-2-18	市が業務を委託するNPOは具体的に決まっているのでしょうか。決まっている場合はNPOの名称を開示して頂けないでしょうか。	NPOに業務委託は行いません。NPOに活躍の場を提供し、読み聞かせ等の行事の開催を支援する方針です。 現在、子供を対象とするNPO団体が関わっておりますが、今後関わりが生じるNPO団体の種類は現時点で明らかになるものでありません。
530	56	附1	3		3-2-68 3-2-73	「3-2-68 複写及び料金徴収」「3-2-73 規定に応じた料金徴収」とありますが、徴収した料金は市の収入となるのですか。	ご質問のとおりです。
531	57	附1	3			図書館業務の中の図書の購入者は選定事業者と理解してよろしいでしょうか。その場合1冊あたりの単価はいくらぐらいと考えればよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。 図書等の購入費用は市の支払うサービス対価に反映されるものであり、応募者の提案によるものと考えます。 (参考) 平成12年度実績 図書購入費 12,023,711円 (書籍・AV資料・雑誌・新聞の購入費用全般) そのうち、書籍・AV資料を併せた購入冊数は6,543点である。
532	57	附1	3		3-3-28	市が業務を委託するNPOは具体的に決まっているのでしょうか。決まっている場合はNPOの名称を開示して頂けないでしょうか。	現在、子供を対象とするNPO団体が関わっておりますが、今後関わりが生じるNPO団体の種類は現時点で明らかになるものでありません。
533	58	附1	4		4-1-36~ 40	(保健センター)コンピューターシステムについては、その選定・導入・維持管理等すべて本事業の範疇外と解釈してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
534	58	附1	4 5 6			勤労青少年ホーム、保健センター、多目的ホールでは事業者の運営業務がないと考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
535	72	附1	7			生活利便サービス施設については、全般業務とあるだけでほとんど白紙の方針ですが、市側としての忌避業態(業種や運営)がありますか？ それとも公序良俗に反しなければ任意であると考えてよいでしょうか？	実施方針の別添資料3 業務要求水準書(案) p.38に生活利便サービス施設の業務要求を示してあります。